

平成26年3月14日(金曜日)

(会議第3日目)

応招議員

1番	小松孝年	2番	小永正裕	3番	西村將伸
4番	坂本あや	5番	亀沢徳明	6番	宮地葉子
7番	矢野昭三	8番	山崎正男	9番	藤本岩義
10番	明神照男	11番	森治史	12番	宮川徳光
13番	池内弘道	14番	濱村博	15番	下村勝幸
16番	山本久夫				

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	植田壯
総務課長	武政登	情報防災課長	松本敏郎
税務課長	金子富太	住民課長	松田春喜
健康福祉課長	宮川茂俊	農業振興課長	野並誠路
まちづくり課長	森田貞男	産業推進室長	森下昌三
地域住民課長	村越豊年	海洋森林課長	浜田仁司
建設課長	今西文明	会計管理者	濱田啓
教育長	坂本勝	教育次長	畦地和也

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒井益利

書記 小橋和彦

議 事 日 程 第 3 号

平成 26 年 3 月 14 日 13 時 00 分 開議

日程第 1 陳情第 34 号

(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

日程第 2 一般質問

議 事 の 経 過

平成26年3月14日
午後1時00分 開会

議長（山本久夫君）

皆さん、ご苦労さまでございます。

昨夜の発生しました地震ですが、執行部の方はじめ職員の皆さんが夜中に集合され、大変ご苦労さまでございました。幸いにしてもう本当に大きな災害にならず、大変良かったと思います。ご苦労さまでした。

これより本日の会議を開きます。

これより日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告をします。

初めに遅刻者の報告を致します。

濱村博君、池内弘道君から遅刻の届け出が提出されましたので報告致します。

以上で諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは冒頭お時間をいただきまして、議長からもございました本日未明に発生した地震について報告させていただきます。

本日午前2時07分、伊予灘を震源とする地震が発生を致しました。震源の深さは80キロメートル、地震の大きさはマグニチュード6.1、最大震度は5強で、黒潮町では震度4を観測致しました。その経過と町の対応につきまして、時系列で報告させていただきます。

まず2時07分、町内告知端末を通じまして緊急地震速報が発令され、黒潮町に震度4の地震が発生、直後に震度速報が流れました。

同20分、非常配備体制を取り、津波の心配がないことから役場本庁舎に災害対策本部、佐賀支所に災害対策佐賀支部を設置致しました。

同33分、黒潮消防署より告知端末放送で津波の心配なしの放送がございました。

同40分、参集した町職員で各避難所の避難状況および被害状況の確認を行い、同45分には消防団へ広報活動および被害状況の確認を依頼致しました。

3時20分、消防団へ、その活動を踏まえた被害報告を依頼致しましたが、今のところ町内の宿泊施設で配管の一部に被害があった報告1件以外は、特に被害の報告は挙がっておりません。

この地震により、避難所へ避難した人数は153名、防災対応で参集いただきました消防団員は54名、町職員は96名でございました。

4時13分には非常配備体制を解除し、災害対策本部を解散して、以後、防災担当部署により対応をしてまいりました。

明けまして、朝方7時ちょうどに告知端末放送で町民の皆さまへ、未明に発生した地震の概要報告をさせていただいたところでございます。

本日の地震は、昨今の南海トラフ地震への危機感が募る中で発生したことから、住民の皆さまは大変な恐怖

と不安を感じられたことと存じます。今回は津波の発生もなく、幸い当町では大きな被害はありませんでしたが、南海トラフ地震への備えをより一層、厳重かつ加速化していかなければならないと考えております。引き続き、住民の皆さまとともに南海トラフ地震へ万全の備えを推進してまいります。

最後に、深夜の非常体制を取っていただきました黒潮町消防団の皆さまには、この場をお借りし心から厚く御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

以上で、本日未明に発生した地震対応についての報告とさせていただきます。

議長（山本久夫君）

これで町長の発言を終わります。

日程第1、陳情第34号、「新たな知見」で伊方原発の徹底検証等を求める陳情書についてを議題とします。

委員長報告を行います。

教育厚生常任委員長、西村將伸君。

教育厚生常任委員長（西村將伸君）

委員長報告を致します。

陳情34号につきましては、全国原発の再稼働に関する最新の知見。これは伊方発電の周りの環境等を含めまして、そのことの徹底検証、これを求める意見書と。

また、2つ目に福島原発の事故を受けまして、避難についての検討を求める意見書というものが出されました。

その中で委員会で議論致しましたが、その中では伊方発電所のみならず、全国の原発に対する徹底検証と避難の意見書、こういったことに文言を変えて取り組むべきと、そういった趣旨で採決を致しました。

以上です。

議長（山本久夫君）

これで教育厚生常任委員長の報告を終わります。

これから教育厚生常任委員長の報告に対する質疑を行ないます。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで教育厚生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第34号、「新たな知見」で伊方原発の徹底検証等を求める陳情書についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで陳情第34号の討論を終わります。

これから採決を行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

陳情第34号、「新たな知見」で伊方原発の徹底検証等を求める陳情書についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。

本件は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、陳情第34号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

これで採決を終わります。

日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

藤本岩義君。

9番（藤本岩義君）

議長のお許しを得ましたので、通告に基づき質問を致します。

その前に、今朝ほど地震がございまして、町長の方から町の取り組みについては詳しく報告されましたので、今日聞こうと思いきや速報を持ってきておったんですけど、その中でですね、前回の8月の6日でしたか、システムが異常があったわけですけども、今回はまあスムーズに、私の集落ではスムーズに動いたと思っております。ほかにそういう異常な場所、異常の個所とかいうことはなかったでしょうかね。もし、あったとすれば、点検とかそういうことも必要だと思いますので、前回は誤報でしたからかまざったんですけども、今回のようなときにそれが作動しないとなると問題になりますので、もし分かっておれば付け加えて報告していただけたらと思います。

それでは震災対策についての1番目でございますが。

佐賀保育所の移転候補地については12月議会で一般質問での答弁のとおり、佐賀地区厚生・文教施設の安全確保のための検討状況に関する報告会が、町長を先頭に1月21日から佐賀の各小学校区で開催されましたが、一定の理解は得られたのでしょうか。得られて伊与喜地区に建設する予定であればですね、水道工事とか、進入路の改修とか、造成工事なども伴うと思います。あの地区は将来的に保育所ではもったいない土地だろうと思います。そのお手元の方に資料をお配りしておりますが、佐賀ではですね、非常に緩やかな土地があつた付近にはありまして、できればその造成のときに併せて、すつとできなくてもいいと思うんですが、20戸から30戸の住宅用地と併せて和田地区。あの付近、和田地区と言うようですが、その開発を行い、合併後、非常にあの佐賀地域においては寂れ感を抱いておる住民がおります。そこで、佐賀地域にですね、和田地区に現在ミナラボで研究される予定の缶詰工場の本工場の建設構想ができないかということです。

佐賀町史によりますと伊与喜は由緒ある地区で、一条公が入国後10年目の文明10年、1478年に伊与喜城が新築されるなど、佐賀地域の行政の中心地であったといわれています。その地域の発展を願って、旧佐賀町は伊与喜の和田を、39年前になりますか、昭和50年、1975年3月に農村工業導入団地として指定を受け、用地を購入しております。全部ではございませんが、しております。その後、時代の変革により計画を断念。指定の解除を平成13年、2001年にしたと伺っています。当時の地権者の思いも感じていただき、佐賀地区高台移転の構想は時間がかかるとすれば、今すぐ建築したいという方、できれば町内にという方もおられると思います。白石の販売も始まるようですが、基本的な考え方の中にも中山間地へ移転とあるようですので、集団移転が待てない方のために住宅用地の先行造成と、農村工業導入ではございませんが、缶詰本工場建設構想が佐賀の寂れ感の払拭（ふっしょく）と地域を活性化するためにできないか。

今度2期目を目指しておる町長に、その思いをお伺いしたいと思います。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、藤本議員の佐賀保育所移転候補地に関連するご質問にお答えさせていただきます。

一昨年の内閣府の新想定公表以後、佐賀地区に配置されております厚生文教施設につきましては、当町の数ある防災課題の中でも最重要項目としてとらえ、これまで国、県をはじめ、関係各機関と協議を進めてきたところでございます。その経過報告と併せて、住民の皆さま、および保護者の皆さまと意見交換会を開催させていただきました。それらのプロセスを経る中で移転候補地を伊与喜小学校周辺とするという提案につきましては一定理解が得られたものと考えております。今後は、今議会に提案もさせていただいております関連予算をお認めいただけますと、基本構想の策定に着手をしたいと考えております。

併せて、同地区に住宅地の整備と缶詰工場の設置をというご質問でございますけれども、まず、住宅地につきましては企画構想段階から相当の労力を必要とするため、その体制整備が必須となります。現在はご承知のとおり、さまざまな計画策定と併せて避難空間の整備に全力で取り組んでいるところございまして、新たな住宅地の構想につきまして本格協議に入るにはまだ一定の時間が必要であると考えます。

また、缶詰工場設置についてでございますけれども、こちらにつきましても規模拡大の具体的な協議には入っておらず、当面は現在設置をしておりますラボの経営確立に全力で取り組んでまいります。従いまして、詳細な答弁ができる段階にはないということをご理解いただければと思います。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

当然、町長が今おっしゃられたようにですね、今の段階で住宅をそこへ造るとかいう計画にすぐに入るということはできなくてもですね、先ほど言いましたように、長い間塩漬けの土地になっておりまして、ある部分、日の目を見るときがきておるなあと考えております。そんな所ですので、同じように保育所の建設をするにしてもですね、将来のことを考えた上で、やっぱり配置的なことを、土地の使用のことを考えていかないと、あともし、それをやるにしてもですね、非常に不便なとか、あるいはそのことが支障になってですね、あとの広い地域が開発が難しいと。かえって経費が掛かるというようなことにはなってはいけませんので、今回質問させてもろうたわけです。

まあ当然、まだミニラボも稼働しておりませんので、そんな段階でそこに本工場を造れと、直接造るとかいう回答を私はできないとは思いますがですね、ただ、そういう構想も一つのその地域を一つの候補地として考えていただいたときに、そこに保育所を造っていくとすればですね、そういう進入路の問題とか、それから水道の問題とかも含めて考えていただいたら、今後、もし缶詰工場でなくてもですね、それに関連して事業をやっていくときに、非常にこう、無駄が少なく済むのではないかなと思ひまして伺ったわけです。

町長も当然そのミニラボではなくてですね、将来は高台へという構想そのものはありますので、そうでなくはミニラボだけでは経営も何も成り立っていきませんので、当然、四万十町とか四万十市へ造るわけではございません。当然、造るとしたら黒潮町内に造っていかなくてはなりませんので、そうなるそうですね、やはり候補地の一つとしてそこも考えていただければ、ああ、そういうところも町長はやっぱり考えていただいているということで、住民の方もある程度納得するところもできると思います。長らくこれ、町の行政で買った土地が塩漬けになってきておりましたので、従前から公園の用地にするとかですね、そういうこともしてましたけども、なかなかそれができませんでした。ひとつの農村工業導入では違いますけども、そういう町が工場を造るとなればですね、もともと工場誘致の団地でございましたので、そういうところの趣旨に、地権者の思いにも寄り添うのではないかなと思ひまして質問させていただいたわけです。

それで、今の段階でどうのこうのはできないと思うんですが、候補地の一つとして考えられるかどうか、そ

の付近を再度お伺いします。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず、一般質問冒頭で告知端末についてのご質問がありました。答弁漏れがございました。

全町域で正常に今回稼働致しました。

引き続き、再質問にお答えさせていただきます。

この、藤本議員からご指摘いただいておりますこの町有地については、町としても把握を致しております。当面、この町有地についてどういう判断をしていかなければならないのか。そのコントロールポイントは、まず缶詰工場とか住宅地の前にですね、保育所の移転。これについての関連事項になろうかと思えます。

よって、おっしゃられるとおり、これからこの町有地の隣接地にもしも保育所を設置ということになりますと、後戻りのないような計画を策定する必要がございます。そちらの方につきましては最初のご質問でお答えしましたように、基本構想の中であらゆる判断材料をテーブルの上に載せた上で、さまざまな判断をしてまいりたいと思えます。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

そういうことを考えていただきながら構想していただくと有効活用できると思えますし、まあ有効活用するいつでもですね、現在まだ半分しか買っていないようでして、虫食いと申しますか、中に個人有の土地がありまして、地権者も 12、3 名おられるようです。現在購入しておるのが 9 万 2,000 平米だと聞いておりますが、ぜひですね、その付近の地権者の方にもまた相談しながら将来的なことも考えてですね、やっぱり保育所建設に当たっては考えていただきたらと思えます。

すぐ近くの家の方なども、保育所の設置等について用地として活用するのであれば協力できるという話も聞いておりますので、その付近も考えていただいて計画をしていただきたいと思えます。

それでは、続いて 2 番目の支所のことについてお伺いします。

現在、ホームページで公開しております 2013、1 月 31 日の第 2 次黒潮町南海地震津波・防災計画の基本的な考え方では佐賀支所の移転計画が見当たらないんですが、佐賀地域の住民のよりどころである佐賀支所をどうする考えですか、という質問でございます。

基本的な考え方。ページ、3 ページの 4 番目には、南海トラフ巨大地震が発生した直後は、町外から支援が十分に届かないことが想定される。そのような状況下で最善を尽くして住民の命を守るためには、町行政の指揮命令系統が機能することが重要である。そのためにも拠点的公共施設（町役場本庁舎、黒潮消防署、黒潮町保健センター）はレベル 2 の浸水区域外に建設整備すると記載され、12 メートル近く浸水する佐賀支所は記載されておられません。ここに記載されている保健センターは、多分、名称的には黒潮町総合保健センターのことであると思うんですが、そこはもう 50 メートル近くありますので移転する所にはないと思うんですけども、今時点では、震災時には、その言いました総合保健センターに佐賀地域は災害対策本部の支所が設置されるようですが、だからといって、佐賀支所は基本的な考え方から除いたでは困ると思えます。

今更ですが、平成 18 年に住民に配布しました合併協定項目の 1 ページには、地域住民の利便性を維持するために事務所の方式は総合支所方式とする。現在の大方役場を大方庁舎、佐賀町役場を佐賀庁舎と呼称する。対当合併の趣旨を尊重し、両庁舎を同格として位置付けると記載しており、住民に真摯（しんし）な約束をして

おると思います。総合支所方式も10年を待たずに変更されました。住民サービスの低下を招かないためにも支所機能の充実といいながら、支所がなくなるのではないかと住民が危惧（きぐ）しております。

また、総務省は昨年12月13日、交付税も合併10年を過ぎても自治体の支所は本庁舎から離れた出先機関で、窓口サービスや地域振興になっている。このため、住民サービスを維持するには支所の機能を低下させてはならないとして、交付税の算定に反映させるという報道がされておりました。今のままではこの佐賀支所の、今のままの位置付けでは少し寂しい気が致しますが、どうでしょうか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは藤本議員の1の2、佐賀支所に関連するご質問にお答えさせていただきます。

佐賀支所につきましては、現在ご承知のとおり耐震補強も終了し、揺れ対策は完了致しております。しかしながら、ご心配いただいておりますように、現地では津波リスクは抱えたままとなっております。

この対策につきましては、当面は近隣に避難空間の整備を講じることで対応してまいります。移転となりますと、当然のことながら多額の費用が必要となるため、財政的な面からの総合的な判断も必要となってまいります。現在は佐賀保育所移転をはじめ避難空間の整備に全力で取り組んでいるところであり、当面は支所の具体的な移転計画は持ち合せてございません。

また、ご心配いただいております、支所がなくなるとかですね、大幅に機能縮小するとか、そういった計画もございません。

また他方、大方庁舎につきましては国道56号大方改良に関連する移転でございまして、かつ当町におきましては本庁ならびに支所が共に浸水区域に立地していることから、高台に移転候補地を変更させていただきました。これは被災地の事例も踏まえて、本部機能をしっかり残すことが全町的な復旧、復興にも資するという判断の上でのことでございます。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

今、町長の考え方というのは、佐賀支所については今のところのける考え方はないということで安心はしましたが、だとすればですね。

だとすれば、この先ほど言いましたように拠点的公共施設の部分に当たると思うんですが。これ、もしかしたら書き間違いかも知れませんが、町役場本庁舎、黒潮消防署、佐賀支所庁舎とあるべきであって、これが黒潮町保健センターはレベル2の浸水区域外ですよ。外のものをここへ書いておりますので、間違いであれば非常にうれしいわけですけども。先ほど言いましたように、いろんな防災対策をやっておりますので大変ということはよく知ってますが、この計画の中に佐賀庁舎そのものが載っていないということが、今町長言うたことと相反するところがあると思うんですよ。

あと、28年とか平成30年ごろまでの計画が長期計画で載っておりますけども、佐賀庁舎のことが一言も載ってません。総合保健センターのことには載ってますけども、庁舎が拠点施設として載ってませんので、だからその思いというんですかね、重さといいますか、そこがちょっと反映されてないがじゃないかなと思ってます。町長が言われましたのでそのことは信用致しますが、この記載の中で誤ってそこをのいておるのかも分かりませんが、やっぱり修正もしていただいてですね。町長が今おっしゃられた思いをですね、やっぱりここに記載していただく。そういうとこの順番的には僕は早いとか遅いとか言いゅうわけじゃなくて、こういう

基本的な考え方の中に佐賀庁舎そのものが反映されていないということが私は心配しゆうわけです。

ややもすると、本庁舎がスケン谷の高台へ行って、消防署も行った。あとどこへ、ほいたら次、佐賀庁舎考えていくかいうたとき、ここに一切載ってないと。頭の中に入ってない、基本的な考え方の中になくなったから非常に困りますので、今町長が言われたことをですね、文章の中にもやっぱり表現していただいと。順番的にはそれは町の考え方の順番があると思いますので、そのことは特に言いゆうわけじゃないですが、そこに佐賀庁舎を、合併時の対当合併の趣旨を尊重し、両庁舎同格として位置付けるというところの意味からすると、佐賀地域の住民はやっぱりそのことを心配するわけなんですよ。心配をします。だから、本当にそういうふうに思うていただいとるのであれば、そこの中にやっぱりきちっと記載していくと。

国も当然、先ほど言いましたように交付税も見えていくということですので、多分、町長のおっしゃられるように佐賀庁舎をないがしろにするつもりはないと思います。それは信用しますが、そこに載ってないことが問題だろうと思っています。

再度お伺しますが、基本的な考え方の修正を早急にやっていただいとですね、やっぱり合併時の約束のことに基づいて、やっぱり庁舎も大事にさせていただく、移転も考えていただくということをやったり何年か後かは分からんですけども記載していくということは大事であろうと思います。特に、東公園の方にも防災センターとか、役場の支所とか、備蓄倉庫とかいう考え方いろいろ住民の方にもあるようですので、そういうところも、住民の話からも聞きながらですね、やっぱり構想的なところには先ほどの缶詰工場じゃないですけども。これは庁舎の場合にはそれもよりも急ぐ考え方で、やっぱりそういうところに、東公園の所へ持っていかいろんな形の中ではめていただいとおかないとですね、ややもすると忘れられるということが出てくると思います。全体構想しゆうときに、今度載ってなかったのは何でかよう分かりませんが、佐賀庁舎の中にも旧佐賀町が歩んできた貴重なデータや資産もありますので、それを心配しゆう職員もおるわけですよ。あるいは、住民の方もおるわけですよ。

やっぱりそこをどうしていくのかというのが、やっぱり今町長が言われたことを書類化といいますか、基本的な考え方の中にきちっとどこかに載っておくべきであると思いますが、いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず、公表させていただいております基本的な考え方、そのものの性質について、少しご説明をさせていただいた方がよろしいかと思ます。

もともこの新想定公表後、約50日で取りまとめました。5月20日だったと思ますけれども、第1次の公表をさせていただきました。これ実は、どちらかといいますと住民向けというよりは内部向けの考え方の統一という性格を有してございます。これ、なぜそういう作業をする必要があったのかという、前年の3月11日、東日本大震災発生以後、国の方で、中央防災会議の方で新たな想定を練り直して近々公表するというお話がございました。そのときに、どのぐらいの想定になるのかがまず分からなかったという大前提がございました。そうなりますと、行政業務がいかようなことになるのか。

例えば、これまでも順次避難道等が整備計画は持っておりましたが、その避難場所の設置。これがどのぐらいの高さを有していれば大丈夫ですか。そういった声ですね、さまざま関係部署から挙がってまいりました。そういった混乱をまず、混乱を起こさないように基本的な考え方の取りまとめを行ったというのが第1次の考え方の基本的な性質でございます。これは第2次にも受け継がれておりますが、第2次は第1次をさらにブラッシュアップさせて、具体的な目標年次を決めることで具体的な作業に取り掛かりやすい環境を整備しましよ

うというのが最大の特徴でございます。

そして、そのときに拠点の公共施設。これについての記載をしたのは、先ほど申し上げました、どの高さに設置したらよいか。これが大変迷うところでございます。黒潮町においては防災拠点施設を少なくとも3つ有する必要がございます。1つは災害対策本部機能。そして国道が寸断され、リダンダンシーの確保ができていない以上、佐賀地区にも災害対策の支部機能が必ず必要になると思います。

それから、もう1つ。命令系統は若干違いますが、消防庁舎の移転計画が進んでいるところであり、細かい数字が出るまでの造成等々で少し工事が中断したことはご記憶に新しいかと思えます。そういった混乱を招かないように拠点の公共施設は今後公表される数字をクリアできる所に設置しなさいという考え方に基づいたところでございます。

よって、当時のその拠点の公共施設。これの定義は災害対策本部機能。それから佐賀における災害対策の支部機能。そして消防庁舎の機能。この3つは浸水区域外に設置をするというのが大きな趣旨でございまして、佐賀支所をそのときに移転計画を持ち合せてございませんでしたので、第2次の公表においては記載されていないということでございます。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

ちょっと中断しましたので。

そしたら、この拠点の公共施設というのを考え方の中に、町本庁舎、それから黒潮消防署。これは当然もう分かるわけですが、まあ文章の表現としては保健センターそのものはレベル2の浸水区域外、頭から違うところにあるんですが。ここに本来は、今一時的には、その総合保健センターをですね、本部に。佐賀支部の本部というのか、支部に使うというのは、これは私なども提案してきましたので当然そのことは分かるんですが、やはりこのとこの表現の、この文書の書かれておる表現からいくと、やっぱり私としてはここに佐賀庁舎というのが入っておってですね。その庁舎の移転とかそんなものは間に合いませんので、十分すつとできませんので、取りあえず今来たら困りますので。それはですね、やっぱり総合保健センターいいですか、黒潮町保健センターを重点的な公共施設として位置付けたいわけ、拠点の公共施設という中に佐賀庁舎をやっぱりはめておくべきだと私は思います。

今すつと直すというたち、それは直るわけじゃないですが、ちょっと考える機会、次の第3次になりますか。そのときには、そこら付近きちつと位置付けておいていただいた方がですね、住民の方も安心しますし、この文書だけで見ると、やっぱりのいておるような感じはどうしてもします。町長が言われたように、特に庁舎内でのその基本的な考え方をメインに置いちゅうことはよく分かりますけども、住民にやはり公表したときにですね、やっぱり勘違いもしていきます。町長の思いは先ほど聞きました、分かりましたが、それをやっぱりここへ反映させていくということはしますでしょうかというて先ほど尋ねたつもりですが。

ぜひ、そのところをもう一度お願いします。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

この基本的な考え方自体はですね、数次にわたって、変更、修正を加えていく予定でございます。

その中で単体として取り上げるのか、あるいは来年度からはですね、本格的に地域防災計画であったり、あるいは業務継続計画であったり、こういったものの協議に入っていかなければならない。成果物は挙がってま

いますけれども、それを実際の有事の際に実際に使い物になるような、そういったものまで仕上げていく作業が待っております。

そういった中で、災害対策本部の機能はどうあるべきなのか。そして、佐賀支所の機能はどうあるべきなのか。こういったことを詰めた上でですね、これから見直しを掛けていく、基本的な考えの中に。どのような記載になるかはまだ確定はしておりませんが、そういったところで総合的に判断をさせていただければと思います。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

町長の思いは分かりましたので、これで終わりますが。

やはり住民にとってみれば、佐賀支所はやはり心のよりどころにしていますし。災害があったときでも、例えば今朝ほどの災害でもですね、やはり佐賀支所をまず一番先の頼る所としておりますので、ぜひその付近はですね、合併当時の一番最初の 1 ページに書いておいたことを念頭に置きながら、次の計画するときも考えていただけたら。

何かこう私が見てもですね、やっぱり寂しい。これへ載ってないというのは何か寂しい思いをしますので、ぜひそれは次に検討されるときには、いろんな所で検討されるときにそのことを忘れずに考えてほしいと。特に、担当各課長にもそのことはお願いしておきたいと思います。

次に、大きな項目の 2 番目ですが、拳ノ川診療所の医師確保についてですが。

家庭の都合で地域医療の実績を持った先生が半年足らずで退職の意思を表示されました。この後任医師の確保はできたかという質問をする予定でしたけども、ほんとに住民は非常に不安を抱いております。が、町長の議会の当初の報告で、現時点での確保できていないことは分かりました。近隣の市町村の方も医師募集しております中で、どう差別化をしてですね、拳ノ川診療所を魅力ある診療所として募集していくのが大事だと思いますが、戦略を立てて臨んでおりますでしょうか。

せんだってテレビを見ておりましたら、ガイアの夜明けというテレビ番組で公益社団法人、地域医療振興協会に所属する医師の地域医療の活動が報告されておりました。この協会も 59 の施設を、地域住民、各自治体と一体となって運営しているようですが、いろんな手法があると思います。早くその付近を検証していただいて、募集をお願いしたいと思います。

医師が募集できないとなりますと、高齢者の多い佐賀地域の北部地域は不安な毎日を過ごすこととなります。そして、学校医や出張診療所の対応は今後どのようにされるのでしょうか。医師がいないことで拳ノ川診療所がホームドクターとしての活動をしてきた、医療、保健、福祉の一体化や全村病院構想などはどうなるか心配です。この診療所の活動で国保税が定額に抑えられ、減額条例案も提出されたこともあります。今議会には国保税のアップの条例も出されておるこの時期に、医師の不在は大変なことと思っております。

募集もホームページに一度載せたきりで、3 月 6 日以前は奥深くの潜っていかないと、黒潮町は医師募集がされてるのかどうか分かりませんでした。先日見ますとトップの所に少しもってきておるようですが、また時間がたちますと、多分下に隠れていくというような医師募集の表示の仕方です。隣接の町村のホームページを見てみますと、四万十町も四万十市もこのトップページに載ってるんですよ。いつでも隠れていかないような形で載せてます。ここの丸付けちゅう所にあるんですが、四万十市も赤い字で市民病院医師募集、西土佐診療所も医師募集、いうのをきちっとここで載ってですね、ホームページを県外におられる医師が見たときも、四万十町も四万十市も、ああ、医師募集しゅうんじゃなあということがすっと分かるんですよ。やっぱりトッ

プに載ってますので。その中にまだ四万十市はそこでリンクさせて、こういう医師募集の案内がされておるんですよ。

やっぱり同じ医師が見たときにどう思うかが大事だろうと思うんです。それから、どういう地域なのかということも大事です。黒潮の場合もリンクさせれば医師住宅とかそんなのが見えるようにはなってますが、そこへたどり着くまでに非常に深い所になっておりますので、やはり黒潮町であればですね。これが黒潮町のコピーしてきたホームページですけども、やっぱりこのトップにですね、チカチカするような形でもいいと思うんですが、急募とか。やっぱりほんとに困っておるのであれば、その付近はやっぱりトップページに固定させて載っていくと。例えばの話ですよ。ホームページにもそういう形で載せていくという、やっぱり意気込みが大事だろうと思います。

私の方も知り合いとかそんな方をお願いして、誰か知った人おらないかということはいつも気に掛けながら地域住民として尋ねておりますが、今日も一人の方からやっぱりおりそうない話で聞きよったら、町長の方にはもう既にお話しをしておるということでしたので、まあ一つは安心しておりますが。交渉するに当たってもですね、先生にお願いするに当たっても、他とやっぱり違うと。隣接の町村も、それから周辺。土佐清水に至っても医師募集いうのは全部やってますので、そういう少ない中から医師を募集するとなればですね、やっぱりそれなりの対応の仕方が大事であろうし、そういう話を聞いたらまずトップがですね、やっぱりずっと行くと。行って、まあ話をしてくるといぐらいの意気込みでですね、やっぱりしてほしいと思っておりますが、どうでしょうか。

他との町村らの募集の方法なども参考にしながら、それよりも上に行く募集をする考え方はありますでしょうか。住民の生活の質というのを高めるためには絶対必要と思いますが、いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

それでは通告に基づきまして、藤本議員ご質問の2の1、拳ノ川診療所の医師確保について、後任医師は確保できたかについてお答えしたいと思います。

藤本議員も申されましたように、拳ノ川診療所の状況につきましては、町長から行政報告でもご報告させていただいております。この医師につきましては、長年、地域医療に携わってこられまして、この経験を基に拳ノ川診療所におきましても、保健、医療、福祉の連携など、総合的な地域医療の推進が大きく期待されておりました。そういった経過から、小野医師の退任の意向が伝えられましたとき、私どもも何度も慰留に努めてまいりましたけれども、決意を変えるまでには至らず、本当に残念ではありますけれども、3月31日をもちまして退職されることになりました。

先ほどから議員の方も申されましたように、後任医師につきましては、県の医師確保課および国保連合会等にも協力要請を行いながら、国診協、これは全国国民健康保険診療施設協議会という協議会がありますけれども、このホームページにおける会員情報を更新しながら、医師の募集内容および黒潮町の魅力をPRしながら、こういった情報についてアップロードもしておりますけれども、こんにち現在におきまして、まだ問い合わせ等は入ってきておりません。先ほども申されましたように、今後も随時この情報を更新しながら、トップページに見受けられるような、そういった処理もしていきたいというふうに考えております。

元に戻りますけれども、へき地医療における医師不足。こういった部分につきましては、非常にどの自治体でも深刻でございます。黒潮町拳ノ川診療所におきましても、後任医師が3月末までに決まらないという公算はもうほぼ確実でございます。新しい4月以降の運営形態におきましても、変更を余儀なくされるというふう

な状況でございますし、現在、県の医師確保課等と協議をしながら、支援医師の派遣につきまして協力要請も行ってきたところでございます。しかし、先ほども申しましたように医師不足は深刻で、本当に状況は厳しいと言わざるを得ません。そんな中、県の方には週最低でも2日以上医師を派遣していただけるよう強く要望もしておりますし、鈴、および伊与喜の出張診療所におきましては、これも月に各1回でも診療できるような体制を構築できるよう調整をしているところでございます。

地域の方々のご心配、それから不安なお気持ちにつきましては重々受け止めているところでございますし、黒潮町と致しましても拳ノ川診療所は高齢化の著しい地域における住民サービス。住民の方々への安心と地域医療の提供という住民サービス、これだけではなく、防災拠点と位置付けている施設でもございますので、そういった観点からも必要不可欠な医療施設というふうに認識はしております。現在、全力を尽くして、その運営形態の変更も踏まえながら、より良い運用状況を目指して取り組んでおりますけれども、そういった部分、ご理解いただきたいというふうに思います。

出張診療につきましては先ほど申しましたけれども、学校医、校医の部分につきましては、現在、医師が確定しておりませんので、教育委員会等とも協議もしておりますけれども、校医を指定するということまでは至っておりません。

こういった情報を随時流しながら、最大限の努力をして医師の確保に努めていきたいと思っておりますけれども、現状では常勤医を迎え入れるという部分につきましては本当に厳しいということを申し上げて、藤本議員へのお答えとさせていただきたいと思っております。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

努力されてることはよく分かりますが、結果が出てきておりませんので非常に心配しようわけです。

学校医のことも出てきておりましたが、教育委員会は学校医、どういう考え方で進めていく予定ですか。現在のところ佐賀地域の先生もいっぱいだそうですし、従前から大変だ言っておりましたが。このままいなくなると、もうすぐ新入児のこともありますし、保育所らも含めてですね。まあ保育所は統合しましたし、佐賀でやっていたおるんですけども、非常に大変なことだと思っております。

その付近はどのような計画で、どこまでその進んでおるのかということをお伺いします。

それから保健事業もですね、疋田先生という方がおられるときは健康教室も月に何回かやってですね、非常に医療費が安くなってきておりました。しかし、医療保険、福祉の一体化言いながらもですね、この数年、先生が代わった後にはですね、一度も保健センターとの連携も取れなくて、そういう健康教室もやっておりませんでした。今回、地域医療に熱心な先生でしたので、やはり健康講演も10回ほど、既にもう1年間の間にやられておりますし、大方地域でも、佐賀地域も含めてですね、糖尿病教室なども今年度は5回やられて、58人が受講されております。特に、ご承知のとおり黒潮町の筆頭の病気というのは高血圧の方が多くてですね、約17パーセントぐらい、医療、治療を受けておられる方が占めるようです。その次が歯周病などの歯ということで、その次が糖尿病ということで約5パーセントぐらい病名ではあるようですが、こうした方たちをできるだけ重症化させない。あるいは、そういうようにさせないということをやっていくためには、保健師活動や通常のパンフレットを配るとかそんなものではなくてですね、やはり医師の話というのは非常に効果があってきたわけです。旧佐賀町ではそのことをやりながら、先生と一緒に行きながら、協力しながら、医療、保健、福祉の一体化という考え方の下にですね、地域医療を進めてきたわけですが。

この健康教室等もですね、なかなか一週間に2回の、診療所だけの、治療だけの医師であればできないわけ

ですが、26年度はどのように考えておられるのか。校医とか健康教育とか、そういう付近はどのように計画されておるのかお伺いしたいです。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

学校医の対応につきましてお答えをしたいと思います。

小野医師が退任されるということで、それと併せまして大方地域の方の学校医を担当していただいております。大方クリニックの先生も引かれるということで、その対応をこの間ずっとしてまいりました。

まず、大方地区の学校につきましては、幡多医師会の方をお願いを致しまして調整をしていただきました結果、四万十市の小池医師の方が大方地域全校を対応していただくことでご了解をいただいております。

問題は佐賀地域でございますけれども、拳と伊与喜につきましては小野医師をお願いをしまして、佐賀小学校と佐賀中学校につきましては正木医師をお願いをしていたところでございました。そこで、正木医師に佐賀地域全域を受け持っていただくべく再三再四お願いを致しましたが、これ以上の学校の拡大は私はよ受けないということで、固く固辞をされているところでございます。

そこで、県教委とも今協議中でございますけれども、4月から診療所の方に非常勤の医師の方が来られて、その医師が例えば特定の人にならないという場合、学校医として指定をしていいかどうかということを確認しておりますけれども、今のところ駄目という返事はいただいておりますので、最悪の場合は4月から、もし非常勤の先生が来ていただけると、お名前を指定せずに学校医をお願いをするという形になりましようし、もし4月以降、医師の方が来ていただけないということでありましたら、場合によっては四万十町方面の医師の方をお願いに行かなくては行けないかというふうに考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

ご質問がありました健康づくり教室等の健康づくりに関する取り組みですが、議員がご指摘のように介護保険につきましても、医療、介護の連携であるとか、大変その医療の必要性は謳われているところです。今、実施しております健康教室であるとか、三世代ふれあい健診等で医師等に連携もしていただきながら、また小野医師にはその、あったかふれあいセンターが近くにあることから、あったかふれあいセンターで医療とその健康づくり等もやってほしいというお願いもしていたところです。

今回のような事態になりまして誠に残念に思っているところですが、今後の予定につきましては、まず医師が決まらないというところで、具体的な計画を今持ち合せておりません。で、26年度、新年度を待たずに検討もしていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

非常にまあ、町長お聞きのとおり困った状態だろうと思うんですが。

先ほどもちらっと話しましたが、今、多分紹介を受けちゃう方もおられると思います。そういうところはですね、町長直接行っていただいてですね、向こうの都合もあると思いますけども、調整さえつければですね、

直接やっぱり出向いて行って、いろんな話をしてくる。町はこういう形で引き受けますと。即、その場で決断がある程度できるような形で行って交渉していただくということも大事であろうと思いますので。

その付近は一生懸命努力をしていただけますかね。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

今後、さまざまな関係者の方からご紹介いただいた先生の所には当然のことながら自ら出向いてお願いに上がりたいと思います。

また、先般の議員協議会でもお願いしましたように、もしもそういう情報が、小さい情報でも結構でございます。もし何かありましたら、ぜひお伝えいただければと思います。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

そしたらぜひ、本当に北部地域の高齢者の方は困ってます。今は確かに受診者数は少ないですけども、従前もそんなもんでした。しかし、だんだん多くなってですね、ピーク時には一日120人ぐらい、あの診療所は活用しておりました。出張診療所を含めてですね、一日のピーク時には120人ぐらい来ておりました。逆に、他町村からも、大正町とか窪川、四万十出張、当時の大方の方からも何人か来られてましたし、そういう診療所になっていくと思います。一生懸命、地域医療の考え方を基にやっていけば、そういう形になってこようと思いますので。最初はなかなか人数も少なく、町の方もそれなのにただ給料を払わないかんとかいう思いもあるかも分かりませんが、その付近はこらえていただくということしかないと思います。

それらを含めて、町に対しての地方交付税もですね、3,500万毎年来てます。もう少し来ておりましたが若干下がっておりまして、25年度で3,500万のように聞いてます。そういう診療所ですので、やはりそのことも踏まえながら、医師との話し合いのときには臨んでいただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

次に移ります。表彰規定についてですが。

教育委員会や御選、消防の表彰規定というのは黒潮町の例規集の中に載っておりますが、黒潮町表彰条例、あるいは規則が見当たりませんでした。3つの規定以外の表彰等は現在なされていないのでしょうか。

他町村を見ますと、表彰規則が梶原町、土佐清水市、四万十町、中土佐町、仁淀川町。条例が四万十市、宿毛市、大月など。三原のがちょっと聞き忘れちゃったけども、ホームページをのぞいただけで規定があります。

当然、黒潮町も各種表彰されておると思いますが、その都度台帳に記載されているのだらうと思いますし、合併後何件ぐらいの表彰があったんでしょうかね。その規定にない分。あるいは、まあ全然してないのかということをお伺いしますとともに、ぜひですね、この表彰規定というのは各町村ありますので、整備をしていただいたらと。

合併当時、大方にはあったんじゃないかと思いますが、佐賀の場合は表彰という項目はあったんですけど、中の規則はちょっと見当たらないで、そのままになっておったと思います。ぜひ、町内にはですね、いろいろ活躍されて。あるいは、ボランティア的いろんな活動をされておる方もおると思いますので、その人たちの励みのためにもですね、やっぱりきちっと表彰規定、あるいは表彰条例などを定めてですね、他町村を参考にしながら、やっぱり町民の方で一生懸命頑張っておられる方を表彰していくということは大事であろうと思いますし、きちっとやっぱりこれは定めるべきではないかなと思います。

合併後、確かにいろんなことをやっていますので大変だらうと思いますが、もうそろそろ作られてはどうか

と思いますがいかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは藤本議員の一般質問、表彰規定についてお答えを致します。

通告書、黒潮町表彰条例または規則はいつになったら制定しますかということでございます。

一般的に表彰といいますと、一定の善行、功勞、成果などを公に披露するとともに、被表彰者、つまり受賞される方の功績および実績に対して褒めたたえることと言われてございます。

また、表彰の意義となりますと、地方公共団体が行う場合、公共公益の、あるいは組織の利益と発展に尽くした者の功績や善行、成果、榮譽、勞苦などを褒めたたえ、被表彰者に対する社会的評価を付与し、他の模範とすることで、周囲に対するさらなる公益増進と成果向上を督励することを目的に行ってございます。

その表彰は単に評価するにとどまらず、人物そのものの成長や、その分野での切磋琢磨（せっさたくま）により、社会的に良い影響を与え得る効果や新たな実績を生み出す上で大きな意義を有してございます。しかしながら、表彰は団体や個人の成果や能力を称賛するという意味においては前向きで大きな意義を持ってございますけれども、地方公共団体などの公的な表彰における勞苦。つまり公職における表彰では、勤続年数や役職に対する評価については個人の実績や能力よりも年功序列に基づいて評価されることも多くありまして、公平性が乏しくなるといったことも考えられてございます。とりわけ被表彰者が自治体の職員である場合などは、商品や記念品が物の見方によっては豪華過ぎると見られた場合には批判の対象にすらなり、本末転倒が危惧（きぐ）されるところでございます。

しかし、表彰されるということは、素直に思いますと少なからずうれしいことございまして、それは多分に名誉としての性質が強く、さらにその表彰に共感が伴うとなれば著しく感動も憶えまして、被表彰者にとっては人生における大切な思い出にもなり、表彰状やトロフィー、盾などは、それが作られたときには一つの小さな商品ですけれども、大きな感動を与える商品に変わっていき、人の目につく所に飾っておくことで初めて本来の効力を発揮するもののように思われます。

さて、黒潮町の表彰条例、規則の制定はいつになったらというご質問でございますけれども。かねて大方町、佐賀町合併協議会での協議事項に取り上げられていた、町の慣行の取り扱いに関することの5項目の中に、この表彰制度のことも調整内容にありまして、表彰制度については新町発足後において新たな制度を創設するというところでございました。

来年、平成26年は合併以来8年目を迎える年になります。旧大方町には昭和49年に制定された表彰制度もございましたけれども、当時と今とでは人々の生活や環境、あるいはインフラ整備も大きく変化してございまして、表彰の対象とする項目にもやや分かりにくい文言もございまして、黒潮町になって制定された別の表彰規則と重複する項目も含まれてございます。そういったことで、新たな制度の創設が求められていたと思うところでございます。従いまして、この新たな制度の創設は、その黒潮町で既に制定されたほかの表彰規則では表彰のできない活動や行為を模索し、その活動や行為で著しい功績があった場合の新制度とすべく、また近隣の自治体で制定している表彰制度も参考にしながら、黒潮町としての新たな表彰制度の制定を検討したいと考えてございます。

そして、ご質問にあった、これまでの表彰の記録ということでございますけれども、調べてみましたが残念ながら残ってございません。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

制定に向けて検討していただけるということで、そのことはいいわけですが。

やはり今、表彰した方の記録というのはですね、やはりこれは町の、やっぱり町長名で出す分ですから、やはりその起案、立案してやっていっておりますんで、その台帳ぐらいはやっぱり残しておくべきであろうと思います。

旧佐賀のがは先ほど言いましたように、タイトルの所はありましたけど中身がちょうどなくて、合併協のときに確かに総務課長が言われたように、十分そこら付近は調整できずに、今後合併後に調整することになっておったようです。しかし、旧佐賀の部分は古いやつ、相当古くからですね、表彰された方の名簿はあります。というのが、文化勲章とかそういうののときですね、それを基に何年に誰それがいつ表彰されておるのかとかいうことの資料には必ずその写しが一番有効でありますし、そういう表彰した方の記録というのはやはり台帳を作って町長印を押しておりますので、それは残しておくべきじゃと思いますので、今から先も各種団体の分とか、消防の付近は残っておると思うんですが。

現在、黒潮町の場合には消防の表彰規定と、それから御選の。町長がこの前行ってやられました御選の分と、それからもう1つが教育委員会。教育委員会のは表彰規定がきちつとございます。他町村ではそれらをすべてまとめた形のものに整理しちゅうところもありますし、別々の所もございます。表彰するに当たっても、それを基に職員が起案、立案、あるいは推薦をしてくるわけですので、やっぱりその表彰行為としての町の基準というものはやっぱりあるべきであろうと思いますので、今年なんか規則、規定の見直しも行われるようですので、早いうちにやっぱりそれを整理していただいたらと思います。まあ、なくても表彰はできるとは思いますが、その付近はやっぱり整理をしておくべきであろうと。もう8年もたちましたので、もうそろそろ、なんぼ時間がないと言われても作るべき時期が来ておると思いますので、それは早急にやってほしいと思います。

続いて、その2番目ですが。

先ほど、あえて総務課長は早めに言いゆうなとは思って聞きよりましたけども。先ほど言いましたように、表彰規則はなくても表彰はできるとは思いますが、黒潮町の職員として長期にわたって町政に貢献のあった職員が退職する場合は感謝を込めて表彰する考え方はないかということです。

他町村はですね、勤務年数との基準は違いますが、それぞれに表彰規定がありまして、当たり前といわれればそれまでですけども、特に現在の黒潮町は町長もいつもいろんな会の方に住民の方にも報告しておりますように、マンパワー不足の中で非常に頑張っておられると思います。そこで、退職時には在職職員の前で感謝の気持ちを込めて表彰することですね、今いる職員の意識の向上にもつながると思います。やはり一生懸命やられておる町職員に対してですね、やっぱり住民の方の前でそういう話をするのも特に大事だと思うんですが。今、先ほど総務課長が言われた、やっぱりそこで頑張るといことも出てくると思いますので、ぜひそういうことを考えていただけないかなと。規則であれば明日でもあさってでも町長の権限でできますので、先ほど言いましたように規則で作ってる所もありますし、条例で作っておる所もあります。ありますが、作ればすぐにもできると思いますので、その付近を考えていただくわけにはいかないかなと。

旧佐賀の場合はですね、記録を従前見ましたけども、きちつと職員の永続勤務で、特に成績の良かった方たちについては表彰されておりました。特に退職時にはですね、職員全員。まあ特別な窓口業務の方を置いて以外は集まっていたいて、そこで感謝をし、お送りもしたということもあります。やはりその方が、表彰は確かに、言えば紙切れ一枚なんですけども、そういうところで表彰することによってですね、残った職員の意識

改革にはつながってくると思いますし、ぜひ検討をできないかなと思いますがいかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

それでは藤本議員の表彰規定についてのカッコ2番につきまして、私の方で答弁させていただきたいと思っております。

表彰の意義等につきましては先ほどの質問で課長が詳しく答弁をされましたので、ここでは省略させていただきますけれども、職員への表彰は、今、議員が言われましたように、モチベーションのアップや仕事に対する姿勢などにも好影響を与えるというふうを考えられておりますけれども、表彰の趣旨、意義を考えた場合、大変重みがあるものがございますので、役場の職員が単に長年勤めたから表彰するというのは、今の時代にそぐわないのではないかというふうにも考えております。

しかしですね、役場に長年勤めて退職される方には、これまで長い間お世話になり、またご苦労も掛けてきているわけでございますので、当然、敬意と感謝を表すべきであるというふうを考えておまして、現在、表彰はしておりませんが、藤本議員もご承知かもしれませんが、退任式とともに花束などを贈呈し、敬意と感謝を表しているところでございます。

議員のご質問のように、役場の職員であってもですね、町政に貢献、また顕著な功績のあった方等につきましては、退職いかんを問わず、住民の皆さまと同様に検討をするに値するものというふうを考えておまして、また職員のモチベーションも高まることが考えられますので、町表彰規定と併せて今後検討していきたいというふうに思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

まあ、おっしゃられるとおりでらうと思いますし、やはりそういう表彰、花束やるのもいいですが、やっぱりその中で感謝状なり、あるいは長らくおるといふことで、そしたらすべてかと、当たり前だと言われりやそれまでですけども。やはりその間にはいろんな苦労もし、無理も言い、残業もしていただき、今朝ほどの地震のときにも来ないかと。本当にご苦労されておると思います。

特に、退職された方などは、早く亡くなる方が多いようですので。それだけ地方自治に携わる職員はですね、非常に苦労されておると思います。だから、そのことを考えると、あたかも職員だからということじゃなくて、それはかまんかも分かりませんが、ぜひですね、それは今度検討していただくのであれば、それも踏まえてですね、考え方を教えていただく。逆に、今までやりよったのをやっていたとすることで、そのことが職員のその意識のあれには随分つながってくるんじゃないかなとも思います。ぜひ、そのことは検討していただきたいと思っております。

職員らからは確かに言いにくいと思います。職員間であっても。そのことはね、言いにくいと思いますので、まあ町長、副町長、2人の方で十分検討していただいて、やっぱり私はすべきだろうと思います。一生懸命、各課長も議会の中へ出て苦労も知り、きついことも言われて一生懸命やっておりますので、ぜひその付近は町長の補佐役としてやっておりますので、町長はそのことに感謝していく。それを何で表すかというたら、こういう表彰で表していくというのも大事だと思うんですよ。

町長、その付近も踏まえて、どうですかね。まあ、やるとは言えないかも分かんませんが、副町長と十分協

議して検討していただけますか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

副町長が申しあげましたように、さまざまな見地を勘案しながら検討させていただければと思います。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

それでは検討をお願いします。

次に、最後になりますが、民具資料の活用について教育委員会の方にお伺いします。

拳ノ川にあります基幹集落センター1 階の一室に、資料として地域住民等から寄贈された民具等が保管されているが、きちっと管理されているかということです。

また、学校等の利活用の実績はどのようなのでしょうか。

この場所には、従前使われておった農機具。千歯扱き（せんばこき）とか唐箕（とうみ）とか、それから木挽き鋸（こびきのこ）。山から木を出すときに大きになったら出せませんので、この木挽き鋸（こびきのこ）によって2 つに割ったりですね、4 つに割ったりして出したり、製材がない所ではこの木挽き鋸（こびきのこ）による柱を作ったりするような鋸（のこ）などの山の道具とか、鋤（すき）、鍬（くわ）に至るまでだと思います。最近、全部まで私は見てませんが、教科書等の本とかですね、拳ノ川地域にあった文書類なども保管されておったと思います。

1 年以上ほど前に教育委員会に伺うと、行ったことも見たこともないということでしたので、ぜひ見てから対応をしてくださいという話をしておりました。というのは、ここに寄贈された方などが、あまりにも管理が悪いのを見てですね、非常に残念がっておるという話をお伺いしたこともあります。そこで、私も1 年ほど前は見てみたけども、この質問出してから、ひょっときれいになっておるかなあとと思って、ここの議員協議会の後にですね、夕方遅くでしたけども、電気はつきませんが月明かりの所を開けて見てきました。そのままです。いながら、がらくたのように積み上げられて、符丁が付いておるのもありましたけども。それからショーケースの中も本が開けてはありましたけども、その戸は半分ばあ開いたりですね、足の踏み込む先もないという状況です。

この問題を私が指摘してから1 年間以上もまだ放置したのはどういうことなんでしょうかね。地域住民がせっかく提供していただいた資料ですので保管管理を十分して、小学3 年生からは社会ですかね。それまでは生活という項目かも分かりませんが、学習指導に利用すべきということを前にも提言しておりましたが、その後どうなったんでしょうか。放置されたのは何でしょうかね。

先に同僚議員が2 人ほど黒潮町史の提案をしたことがありましたが、今のところ予定はない、資料の提供があれば保管をするという答弁だったと思います。今年ちょっと予算を組んでおるようですが、こんな状態で資料を提供していただけるとお思いでしょうかね。

やはり、そういう資料はですね、大事にさせていただくというのは本当大事なんですよ。電気も全く切ってますので、電気もつきませんでしたので細かい所は私は分かりませんでした。薄暗いところで見てきましたので。カーテンはぼろぼろ、直射日光はそのまま、カーテンぼろぼろで破れてますので、その資料に直射日光も入ってますし、上にはほこりをかぶったままです。やはり、そういうように貴重なものを提供していただいた方にも失礼だと思いますし、その方たちにとってはそれぞれの思い出がある、若いときに使った資料といえますか、

機織り機（はたおりき）とかそんなものですので、やはり大事にしていくということは必要じゃと思うんですよ。

この付近はどんなに考えておられますか。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

それでは藤本議員の、拳ノ川にある基幹集落センター1階の一室に資料として地域住民から寄贈された民具等の管理の状況と、学校等利活用の実績についてお答えをしたいと思います。

当センターは昭和52年3月に建築をされていますけれども、建築当所から民具の展示を想定をして展示室を設けていたと思われまます。およそ普通教室2つ分ほどの室内の中央と壁2面にガラスの展示ケースが設置をされ、その中に戦前戦後の農具や生活用具が展示をされていますし、室内の中にも大量の民具が収納されています。当初から展示することを目的に同所が整備されたことが伺えます。

また、これらの民具を収集するにはかなりの労力を要したと思われまして、当時の関係者の努力と苦勞がしのばれます。

展示室には佐賀町教育委員会と佐賀町農業協同組合の連名でご来客名簿が備え付けられており、その記録を見ますと、建築後多くの方が展示に訪れていますし、町内の学校が授業のために訪れたとの記録も見られます。しかし、同センターが農協合併とともに使用されなくなり、無人になった以後は施錠されてる関係から同展示室を訪れる人もなく、現在に至っております。

現在、展示室は当初よりもさらに民具の数が増えていると思われまして、無人化していることから保管庫状態になっておりまして、現状は議員ご指摘のとおりであります。また、天井が一部破損し、落下をしておりますけれども、雨漏りはないものと思われまます。

このような民具は先人の知恵や歴史、生活の様子を後世に伝える貴重な歴史資料であると思われまますので、適切に保管、利用することが必要との認識は持っておりますけれども、展示場所を整備し、広く観賞に堪えるようにするには、その整備費と維持費、人件費が必要になり、現在の黒潮町の財政状況から考えた場合、直ちにその対応を取るということは難しいのではないかと考えまます。従いまして、ここしばらくはこれらの民具の散逸と破損を防ぐための適切な保管に心掛け、求められれば公開して見ていただくという方を取りたいと思われまます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

やはり、そのまま放置されておるようで。

やはり1年前にもそういう話を、以上前に、次長が変わる前ですけど、その前から指摘をしてありますので、やはりそれから1年もたったらですね、多少なりとも考え方を。まあ、あこをその民具の倉庫として使うのであれば、一つの提案ですけども、このまま置きよつてもなかなかまずらちが開かんと思われまます。

一つの方法としてはですね、拳ノ川小学校あたりに子どもも少なくなってきましたので空き教室ができておると思うんですよ。そこに貴重なものは取り出してきて展示しておけばですね、管理的にも、あるいは他の学校に貸し出しとか、そういうこともできるようになってきます。そのような方法も考えるべきだろうと。今言いましたように、マンパワーも足りない、経費も足りないというのであればですね、それぐらいの程度じゃつ

たらできると思うんですよ。

非常に貴重なものもあると思います。私も当時、まだ少なかったときには全部展示に、どこの誰々さんが提供していただいて、何に使いよったものとかいう表示をされておりましたが、その後その付近もいながらもう。何せ、あの戸を閉めちゅう所も全部開いたりしてですね、虫食いで本も読めなくなってる部分もあるんじゃないかなど。薄明かりで見ましたけども、そういう状況です。

やはり、こういう状態で町史を作っていくという考え方にはならんと思うんですよ。やっぱり提供していただいた資料は大事に扱うというのが一番大事ですので、一つの方として今提案をしましたが、拳ノ川小学校だけでどうしてもいかなのであれば伊与喜あたりも協力していただいて、その半分ずつでも置いていただくとか。同じ物が、例えば唐箕（とうみ）が2つあるとすればですね、1台は伊与喜、1台は拳ノ川というような形で分散してでも保管し、社会の近代史の勉強に役立てていただく。写真で見るとも木挽き鋸（こびきのこ）などもですね、写真では大きい、歯の幅が広い、何センチというので書いてますけど、実物見るともう全然違いますので。やはり、それもだんだんさびていったら、次は穴が開いて、もう崩れてしまいますので、さびない処置ぐらいは油塗れば処置できますし。そういうことを考えていただいて、対策する考え方は早急にやらんとこれも雨漏りもしてきだしたり、壁のカーテンも破れてますので。

これはちょっと見たときに、提供した方がもし見られたら、非常に難儀なといいますか、悲しい思いをしたいと思います。早急にやられませんか。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

利用の前にやはり、どのような収集品があつて、それはどういう名称で、どのように使っていたものかというのをまず整理をする必要があろうかと思ひます。

そこで、26年度から町史の編さんに掛かる予定をしてございますけれども、その中で一定整理をしながら、場合によっては写真撮影をしたものを町史に記録するとかいうことも考えたいと思ひますし、整理したものの中から学校等で活用ができるものであれば、移動をして展示、学習に使うということで活用はしてまいりたいと思ひますけれども。まず、情報の整理からしたいと思ひますので、しばらくお時間をいただきたいと思ひます。

以上です。

議長（山本久夫君）

7 藤本君。

9 番（藤本岩義君）

佐賀の町史というのはこれぐらい小さいやつなんですけども、町史らを編さんするにもですね、確かに資料になる分もあると思ひます。私、読んでもよう分かりませんが、そこにあつた文章をちらっと見たんですけど。

やはりそのことは大事なことです。早いうちに対応していただきたい。特に本とかですね、布のものはなかったかは分らないですけども、そういうものは虫が食います。せめて、その整理をしていくまでにですね、防虫剤ぐらいはめて、そのショーケース開いてますので。ショーケースの戸を閉めていただいて、防虫剤でしばらく。もし時間かかるのであれば、その対策もすぐに始めていただくと。手を付けはじめることがまず大事ですが、今年から資料の編さんもするということです。できるだけ早いうちにですね。

一日も早いうちにその対策を講じるということが大事ですが、それはできますか。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

先ほどもご説明致しましたように、4月以降は町史の編さんに取り掛かるために文化財審議委員会を26年度は月1回のペースで開催をする予定をしております。その中で検討をしながら、どのような方法を取っていくかというのを検討致しまして、できるだけ早い段階で、まず収集品の整理から始めたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

ぜひ、それは早急をお願いします。

やはり、あこへ預けた方がまだご健在であれば、非常に悲しい思いすることは間違いないです。

教育長。教育長も一度見ていただきましたかね。もしあれだったら早いうちにその現状を見ていただく。トップがやっぱり見ていただくと。教育委員長とともにですね、見ていただくということが大事ですが。それは見ていただいて、今、次長が言われた対応をしていただけますか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

一度、現地を確認をしまして、当然必要なものですね。本類とかそういったもので、早急に対応が必要なものについては対応をしたいと思います。

全体的にあの中を一度ですね、整理というか、状況を確認したいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

ぜひ、そうしてください。

ほんとに資料というのは大事ですので、後では取り返しがつかんようにならんようにですね、やっぱり早めに対応することが大事だと思いますので、よろしくをお願いします。

これで質問を終わります。

議長（山本久夫君）

これで藤本岩義君の一般質問を終わります。

この際、2時55分まで休憩します。

休 憩 14時 37分

再 開 14時 55分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、矢野昭三君。

7番（矢野昭三君）

それでは質問をさせていただきます。

午前2時の公務、大変ご苦勞でございました。大過なくいいですか、大したこともなくよかったと思います。

私がこの場で、平成19年か20年だったですかね。この場で私が質問しておるときにも、ちょうど地震がありました。あのときも震度4だったはずですが、揺れながら私は質問をずっと続けたことを覚えておりますが、ちょうどまだ近い時間にあつたなということもふっと思い出しました。

大西町長におかれましては、これ最後の一般質問になりますので、応援のマイクを持たせてもらった者としてですね、その立場から1期目の公約、これは2期目というのは意思表示をされておりますので。なったらこうするというものは当然あるはずでございますので。

まず最初の1、町の方向についてのカッコ1ですね、その点について質問するわけでございますが。

初代の町長を町民が選んだときのテーマの一つ、大きな柱は、全国に誇れるまちづくり。これを町民が支持したわけですね。次いで、大西町長の、そのためには再起動が必要だということで。私は1期目の全国に誇れるまちづくりも、これは大変素晴らしい目標でございますので、私も応援をさせていただきますと、この場で申し上げておりました。

それから、大西町長につきましても再起動ということで、やはりこの停滞していつておるこのふるさつを見るにつけ、ここで馬力をかけていかないと、統計のデータ見てもええ数字はないわけでございますので、何とか頑張ってもらいたいという一念がございました。

そこです、合併の前からもですけど、合併してからもですけど、この町の総合振興計画にございますように、一番多い住民の声、要望というのはやっぱり雇用の場の創出でございます。次が高齢者福祉の充実。その次、3番目が保健、医療の充実。4番目に道路の整備。5番目に子育て環境と福祉の充実。そのあとへくるのが防災とかいうことになってございます。これは第1次黒潮町総合振興計画へ表示されておるものでございます。

そこです、町長の公約というのは、やはり私と思うところが同じようなところがございまして、立候補の動機が、黒潮町の活気が薄れゆく現状を見るにつけ、現状の停滞から前進に黒潮町を変えないかんという。これ全く私も同じような考え方でございまして、そういったところに感銘を受けたわけでございます。それから、公約としては大方改良。それから環境整備ですか。雇用の確保とか高齢者対策、障害者対策ですね。そういったこと。さまざま、あとずっと、これは高知新聞の方へ載ったもので、一応これがまあ公約になろうかと私は考えておるんですが、大部分は私はやっていたいとおるなど。それから、約束したことは守ってやっていたいとおるなどというふうに思っております。ただ立候補した当時、まさか34.4メートル、このことがあろうということは誰しも夢に思わず、大変どう言っているのか、この言葉に圧倒されるような思いをずっとこうしてきたわけございまして。それがなくても大変なこの町を引っ張っていく。その上に、そういった自然現象のこの何ともならないようなものが我々の上にかぶさってきたと。これは、私はこのことについて思ったのは、町長が若いときに中国大陸、インド、中東まで一人でこう視察をされておる。そこは大体において国情が安定せず、戦争、災害、飢餓の中で頑張る国づくりをしておる地域をその目で見てこられたわけでございますので、私はそれと重ね合わせてこの難局に向かっていたらと、そんなふうに思っております。

そのさまざまな問題が一遍に出てきたわけで、限られた予算、限られた人材の中でやるわけでございますので、相当無理がいつているということは私なりにも分かりますが。ぜひ、こういった問題についてどの程度やってこられたのか。土を耕し、肥料や種をまき、水を施して。早いものは収穫をできた分もいくらかございますが、その大部分はまだ畑の中に残っておりまして、収穫がこれからということになろうかと思っております。

それから福祉面についても、私特に思うのは、大部分は法定の事項でございまして、誰もがなってもやらな

いかんという部分がございますが。あつたかふれあいセンターについてはですね、これは大変お年寄りとかご家族の方も喜んでおられて、これは良かったな。私なりにはそのように考えておりますが。

これまでの4年間を振り返ってみて、どのように町長はお考えなのか。何ができて何ができてないところがあるとすれば、どういうことなのか。それらを踏まえて、どのようにして課題を解決しようとお考えか。

1点、その点についてお尋ねします。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

矢野議員のご質問にお答え致します。

頂きました任期4年間のすべてにつきまして網羅することは大変困難であろうかと思えます。従いまして、幾つか具体事例を示しながら、この全体的な政策決定をどのような考え方で進めてきたのかということにつきましてご理解いただけるような答弁にできればと思えます。

なお、趣旨と違う部分、また不足部分につきましては、再質問で掘り下げていただければと思えます。

まず全体的に申し上げまして、この4年間、政策決定の中で一番重要視したのは仕組みづくりでございます。それらを幾つか事例を示しながら答弁させていただきます。

まず、福祉について申し上げます。

見直しが必須の、各種計画等の改訂を順次行いながら、平成23年度に新たに地域福祉計画を策定致しました。これが本町の現在の地域福祉施策の基礎となっております。主に中山間の高齢化が進んでいる集落でも懇談会を開催させていただき、地域福祉の課題の抽出を行ってまいりました。その抽出された課題に全町的かつ包括的に対応するために選択したのが、あつたかふれあいセンターを核とする黒潮町の新たな福祉ネットワークの構築のための施設設置でございます。今後、本格的に迎える高齢化社会の中でいかに元気に、そして幸せにお暮らしいただける環境整備を進めるかということは、その必須条件としてしっかりと課題が把握され、将来の推計を行い、そして適切な政策立案を行うことは言うまでもありませんけれども、加えて、その行政サービスの推進体制の整備が大変重要であると思っております。これまで行政、社協、事業所および各種ボランティアの皆さま等で構成されていた推進体制の強化と併せて、新たなネットワーク体制を加えることでよりきめ細やかなサービスをスピード感を持って提供すること、これを目標に進めてまいりました。そして、これは将来の地域づくりにも大きく貢献できるものと考えております。しかしながら、このネットワーク効果が具体化されるにはもう少し時間を要すると思っております。

次に、防災について申し上げます。

東日本大震災発生後、当町の本格的な防災の推進がスタート致しました。当町の防災には大きく分けて3つの特徴があると思っております。

1つ目は、まず細分化でございます。これはより実効性の高い防災対策を講じるために、マクロの防災からミクロの防災へ。例えばエリアを分割し、併せて、課題構造をしっかりと把握しながら対策を講じていくという趣旨にのっとりたものでございまして、現在もこの考え方の下に進んでございます。

次に、2つ目は推進体制でございます。これはご承知のとおり、ほぼ全職員による、つまり3役ならびに情報防災課の南海地震対策係。これはセンター機能として、この職員体制からは除外されておりますけれども。それ以外の全職員による、防災のための職員地域担当制でございます。この推進体制と併せて地域の皆さまにご協力をいただいたことから、現在全力で進めております避難空間の整備計画を短期間で策定することができました。

3 つ目は、コミュニケーションのボリュームでございます。新想定公表以後、これまで避難空間の整備計画策定あるいは戸別避難カルテ等の取り組みを通じ、地域の皆さまとの防災懇談会、ワークショップ、避難訓練やあるいは視察の受け入れ等まで含めると、本年1月末現在で延べ開催回数は620回。参加いただきました延べ人数は2万4,757名となっております。

この3つの特性を持って対策を進めてまいりましたが、今後の課題としては、意識の低下を招かず、継続性を担保し、実効性のより高いものとなるよう、行政主導から住民主導への防災へとスライドしていく必要がございます。例えば、毎年更新を予定しております避難カルテの取り組みを、ある一定、今後住民の皆さまに委ねることで一つのきっかけにもなると、そのような期待をしているところでもございます。

次に、産業について申し上げます。

現在、アベノミクスといわれる経済対策によって雇用状況等は改善されるつつありますが、これはあくまで公共投資によるものでございまして、当町の構造的な基礎体力とは分けて考える必要があろうかと考えております。つまり、自主的に継続可能な就業機会をどのように確保するかということでございますが。これもこれまでの議会で繰り返し答弁申し上げてまいりましたとおり、既存の経営体への的確な支援を講じることで就業機会の減少を防ぎ、併せて、新たな就業機会をどう創造していくかということでもあります。この新たな就業機会の創造については、雇用の場を確保するという手法と、独立起業を促し自主的に就業機会を確保するという手法の2つがあろうかと思っております。前者の雇用の場の確保の代表例に当たるのが、現在進めております新産業創造事業であり、こちらにつきましては直接的に第三セクターが抱える雇用のみならず、中期的視野に立ち地域への経済効果を狙って、二次的な雇用の場の確保につなげてまいります。しかしながら、本格的な外商戦略を構築し実施していく計画としておりますので、この期待する効果が出るまでには今後相当の努力と時間を要することになります。

そしてもう1つの、独立起業を促し自主的に就業機会を確保するという分野の代表施策事例は、先般設立をさせていただきました農業公社による取り組みということになります。こちらは公社自体が利益を生み出し、それをもって雇用の確保をするというモデルとはしておらず、いくつかの事業を組み合わせ包括的な就農支援モデルとしており、新規就農者を育成することに特化を致しております。そうすることで自主的に独立起業を促し、自ら就業機会を確保していただく、このような取り組みになってございます。

以上、福祉、防災、産業について、一例ではございますが、ご説明をさせていただきました。これらについて共通する考え方が仕組みづくりでございます。それは単に箱ものを設置するであるとか、あるいはあったかふれあいセンターをある地域に開所したとか、あるいは戸別避難カルテの取り組みに代表されるような、単なる聞き取り調査ということではなく、その構築した仕組みを活用し、住民サービスが今後継続的に提供されていく。こういったことに重点を置いて政策立案、あるいは政策決定をしてまいりました。今後はその仕組みの運用について改善を重ねながら、最大限の効果が発揮できるよう努めてまいらなければならないと考えております。

そして、この仕組みづくりの重要さでございますけれども、これは端的に申し上げまして今後の経済環境の推測、これを中期的あるいは長期的に予測することは大変困難な状況でございます。併せて、公的機関であります行政の体力、こちらにつきましてはこれからはなかなか明るい材料がないということから、体力の欠乏が想定されるところでございます。そういった環境を勘案したときに、行政の体力が落ちたので住民の皆さまが不幸せになりましたということ、そういった環境は絶対に避けなければならないと思っております。よって、現在の行政にある余力のあるうちにしっかりとした仕組みを作り、黒潮町の基礎的な体力、これを向上させていくこと。これが必須条件であると考えております。

次に、仕組みづくりとは少し若干ずれますが、議員からもご指摘ございましたインフラ整備について申し上げます。

このインフラ整備につきましても、予算等々でご確認いただきますとお分かりのとおり、積極的に進めてまいりました。ここでは、最も住民の皆さまからご要望の多い町道整備等について申し上げたいと思います。

まず、社会資本整備総合交付金のスキームで平成 22 年度から本年度まで、町内 14 路線、5,270 メートルの改良を行ってまいりました。併せて、都市防災総合推進事業のスキームでは 8 路線、また舗装補修につきましては 40 路線、5 万 7,952 平方メートル。橋りょう補修は 1 橋でございますが、点検は 191 橋を実施致しました。併せて、防災インフラの避難道につきましては、現在完成は 57 カ所とまだまだ少ないわけでございますけれども、その他既に 99 カ所に着手しております。引き続き、全力で整備を進めてまいりたいと思います。

以上、政策立案ならびに決定についてのその仕組みづくりの重要性について、考え方について申し上げてまいりましたが、それらを実施するに当たり、当然のことながら配慮しなければならない、あるいは考慮しなければならない財政について、推移を申し上げたいと思います。

私が当職に就任させていただいたのが平成 22 年 4 月でございますので、前年度の平成 21 年度決算と本年度平成 25 年度の決算見込みを比較しながら申し上げます。なお、この平成 25 年度の比較につきましてはあくまでも現段階での決算見込みでございますので、将来的に誤差が生じるといったことはあらかじめご了承ください。

まず、基礎的財政指標の財政健全化判断比率のうち、実質公債費比率は平成 21 年度決算の 13.0 パーセントから、本年度の決算見込み 10.5 パーセントに。将来負担比率につきましては、同 51.8 パーセントから 14.7 パーセントに。いずれも大幅改善の見込みでございます。また地方債残高は、同年 99 億 7,251 万 8,000 円の残高から、本年度の決算見込み 120 億 5,117 万 4,000 円へと、20 億 7,865 万 6,000 円増加を致しております。他方、基金残高は同 41 億 3,683 万 4,000 円から 49 億 9,003 万 1,000 円へと、8 億 5,319 万 7,000 円増加となっております。しかしながらこの間有利な補助、交付金事業および有料起債の活用ならびに職員減等の行政改革を進めてきた結果、ご承知のとおり例年の大型の積極予算にもかかわらず、一定財政改善が果たせたと認識しております。

もう少し具体的に申し上げます。まず、起債残高は比較しますと 20 億程度増える見込みでございますけれども、その内容を 21 年度と比較致すると、基準財政需要額への参入見込みの比率が 78.2 パーセントから 86.7 パーセントへと大きく伸びており、地方債残高から基準財政需要額参入見込み額を差し引いた実質的な負担額、こちらは 21 億 7,031 万 2,000 円から 15 億 9,693 万 4,000 円へと、5 億 7,407 万 2,000 円の減少となる見込みでございます。この実質的な負担額の減少と、基金残高増加分の 8 億 5,319 万 7,000 円を足した 14 億 2,726 万 9,000 円が、私が頂いたこの平成 22 年度からの 4 年間で積み増した実質的な数字ということになるかと思っております。ちなみに、平成 25 年度決算見込みにおける地方債残高から基準財政需要額参入見込み額を差し引き、現在有しております充当可能基金で全額一括償還したと仮定し、その残額と起債によって積み立てている基金総額を足した 33 億 9,379 万 1,000 円。この数字は決算統計では直接出てまいりませんが、この数字が現段階における当町の実質的な資金余力と呼んでよろしいかと思っております。そしてこの総額に占める、先ほど申し上げた 4 年間の積み増し額の比率は 42 パーセントとなっており、現在の黒潮町が有する資金余力の 42 パーセントをこの 4 年間で積み上げたということになってございます。

以上、財政改善について申し上げましたが、一定積極財政を組み合わせながら現在世代への配慮をしつつ、かつ将来世代への責任も果たせたと認識をしているところでございます。しかしながら今後、合併特例の交付税加算等々がなくなることを考えますと、引き続き財政には慎重に配慮をしていかなければならないところでござい

ます。

また、2 期目の決意をとということでございますけれども、引き続き住民福祉の向上に全力で取り組んでまいります。なお詳細の施策につきましては、ご質問をいただいた後に顧問弁護士に相談致しましたところ、近々控えている町長選挙に立候補表明をしていることから、具体の施策について踏み込む答弁は公職選挙法の選挙活動に当たる恐れがあるということで、この場では差し控えさせていただければと思います。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

頑張っていたいただいたということの声を聞かせていただけて、その成果が出ておるといってお話でございますので、それはそれなりに安心したわけでございます。

私が思うには、この国道 56 号、命の道でございます。私は時により宝物という言い方をするわけでございます。というが、私が小学校のころからですね、昔、そのころは、この道というのは県道高知松山線という名前のときでございます。そのころは道路愛護会ということがあって、年に 2 回、私は小学生でございましたがずっと道路の凸凹の補修ですね、して、この道を守ってきたつもりでございます。それが 45 年に国道 56 号供用になり、大変喜んできた経過がありまして。

佐賀改良のとき、大方改良をやるぞというときには、これは高知国体で供用を一緒にしようやないかということで、共に取り組んできた経緯がございます。佐賀の方はその国体には何とか間に合いましたが、大方についてはですね、残念ながらまだ工事が始まったところと。これも、しかし地権者の皆さまや国、ご当局、町長のご尽力、そういったことの賜物であろうというように考えておりますので、私は大変こう嬉しいと思っております。だから手際よく進めていただきたいと思う一念でありまして、19 年の町議としてこの場で発言をさせていただく機会を頂いてから、大変厳しくこの道を早く整備しなければならないですよという発言を繰り返してきておりました。まあ何とかこれでいくなかと考えております。

それと、自動車専用道路もですがね、片坂の対策に始まって金上野拳ノ川間。これはただ今工事の真っ最中でございます。こういう話をしておる間にも工事は着々と進んでおるといその最中、今度は拳ノ川から佐賀までの間の用地交渉に今年は入ってくると。大変喜びが重なっております。しかし、これも住民の地権者の皆さま方の深いご理解をいただかないとなかなか進まないという分もございますので、これは黒潮町当局が相当頑張っって地元の皆さま方にご迷惑を掛けたくない、地元の皆さまが進んで協力をしてくださるようなことを今後とも続けていってほしいし、それからさらに、佐賀中村間も過日、要望アンケートがあれば生かしてくださいということを国も機関の方からもお話をいただいて、お願いを申し上げたところでございます。これもですね、遅れた幡多の日の出がやと来るかなというよなうな段階でございますので、ひとつ今後はこの地震津波対策と併せて、命の道を早く仕上げさせていただくことを私は願っておりますので、今後とも引き続き努力をしていただきたいというように考えております。

それでは、カッコ 2 番目の合併協定の道路整備の今後を問うということでございます。

やはり合併する前の前提として、この約束事があるわけでございますので、途中で忘れたとかいうようなことでは町が強くなりません。前の 19 年のときの同僚議員からも話があったんですが、調査した図面はなんぼでもあるけど、現場がひとつも変わっちゃらんということで大変なお話をいただいたわけでございます。そういうのは残念なことでございますので、士気が上がりません。初めからもう投げやりと。どうせできりゃせんろうということが一番恐ろしいわけでございますね、まちづくりには、予算も、組むにも早い、落とすにも早いということではいきませんので、決めてやると決まった以上、予算を組むというのは腰を見せるという

ことですので、それを執行して町民の福祉の向上に努めるようにしてもらわないけません。時間は掛ってもです、その約束は果たすという姿勢が大事でございますが、この点いかがですか。

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは通告に基づきまして、合併協定の道路整備の今後についての質問にお答え致します。

旧大方町、佐賀町が合併し黒潮町となり、8年を過ぎようとしています。この市町村合併に当たり、両町の合併協議会の協定項目の中で建設事業の道路についてもさまざまな調整が図られています。道路継続事業については現行のとおり新町に引き継ぎ、新規事業とともに新町建設計画に基づき計画的に実施すると明記されています。佐賀地域の町道関係では、町道中角藤縄線、成又熊野浦線、門前線、そして拳ノ川若山線としています。これらのうち既に中角藤縄線は平成23年度から、門前線は平成18年度から供用が開始されています。残る路線の成又熊野浦線、拳ノ川若山線につきましては、完成に向けて本年度も事業の進捗を図っているところであります。

これまでの経過を振り返りますと、成又熊野浦線は全体延長1,030メートルで、工事に平成14年度から着手し、これまで約720メートルの区間が完成し、懸案だった狭隘（きょうあい）な部分の拡幅と急カーブ等の難所の改善で、緊急車両の通行も今年度可能となります。また、拳ノ川若山線は全体延長が1,335メートルで、平成22年度から事業化を進め、これまで460メートルの区間が改良済みとなっています。特に危険場所であった拳ノ川小学校前付近の改良が終了したことから、一定の安全性の確保ができていないのかと考えます。

しかしながら、人家のある所までの全線改良にはまだ多くの経費と時間を要するのが実情であります。議員も承知のとおり、多年の経過とともに道路付帯施設の老朽化が進み、全国的には落盤事故などが発生し、これらを踏まえ、全国的に緊急点検が開始されています。本町でも、高度成長期に建設された道路や橋りょう、老朽化と劣化が進んでいます。特に道路では、舗装のひび割れと構造物の劣化、そしてのり面では風化が進み、落石が多く発生しています。また、橋りょうにつきましては腐食等による落橋の危険性があるものもあり、既に一部の橋りょうでは通行制限や使用の禁止を検討しているところでございます。

このような状況を考えると、ここ数年間は新設や改良から住民生活に密着した維持管理にシフトせざるを得ないと考えています。しかしながら合併時に約束した協定項目の履行は重要と考えており、事業の推進につきましては財政状況や全体的なバランスを見ながら、今後も引き続き対応をしていきたいと思っております。

なおこの後、大方地域の現状についてはまちづくり課長の方で答弁をさせていただきます。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは、協定項目の中で計画していました大方地域の道路整備につきましてお答えを致します。

町道馬荷線につきましては平成17年度に着手をしまして、計画延長2,625メートルのうち本年度までに約1,720メートルを施工しました。事業費は約7億1,000万円となっております。

続きまして、町道橘川線（後段でまちづくり課長から「湊川線」と訂正発言あり）でございますが、平成20年度に着手をしまして、計画延長2,000メートルのうち本年度までに約680メートルを施工しました。事業費につきましては約1億8,500万円となっております。なお、町道大井川馬荷線につきましては、予定より遅くなりましたが来年度、平成26年度から概略設計委託を予定をしております。

また現在、都市防災総合推進事業におきまして、入野地区を中心にしました生活道路を兼ねた津波避難道と

して、町道整備約 20 路線も実施しております。

今後の道路整備につきましても、日常生活の利便性の向上や南海トラフ地震に備え、国の補助事業でござい
ます社会資本整備総合交付金事業等を活用し、安全安心な道路整備に努めてまいりたいと存じます。

申し訳ございません。先ほど答弁しました中で、町道湊川線を橘川線と言いましたので、訂正させていただきます。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

今後引き続きやっていただくということでございますので、一応了解致しました。

次、3 番目ですね。若者住宅への入居者対策。公募しても申し込みがないやに聞き及ぶところでございます
が。私はこれ、使用料が大変高いと考えております。町としてのですね、これこのままで置くのか、対策をこ
れ何とかしないといけないんじゃないですかね。ちょっとどうするかお聞きするんですが。

実はですね、この佐賀にありますこの若者住宅というのは、一定所得レベルの高い人ということでスタート
はしたんですが、その当時はまだバブルが崩壊したとは言いながら、その体力的にも経済的にもまだ余力のあ
る時期でございまして、以来それからもう 10 数年たっておるんですが、ご承知のように経済指標は下がる一方
でございます。なかなか、この住宅というのは 1 カ月 4 万でございまして、4 万の家賃が払えるという経済
的な力のあるという人はだんだんだんだんいなくなってきておるというふう思うんですよ。県の経済統計見
ても、ずっとバブル崩壊以来下がりがっぱなし。毎年下がってきておる。土地も毎年下がってきておる。

これはいつの新聞でしたかね。21 年の高知新聞さんの記事やったと思うんですがね。記事は 24 年で、統計
のそのデータを押さえた日というのが 21 年でしたね。全国最下位と。それからええ話は一つも聞いておりませ
んき。この高知県西南地域というのは、高知県平均の 9 割とされておるんですね。昭和 50 年のその三全総。そ
の当時から、所得を全国平均の 8 割が高知県で、そのまた 9 割がこの高知県西南地域であると。その目的は何
かいうて。今後 20 年かけて所得水準の引き上げを図るというのが大きな狙いであったものが、ただの一度も上
向くことなく今日に至って、全国最下位になってしまった。55 年当時は、岩手県の両磐地域とこの高知県西南
地域が全国の課題地域であるといわれて、そのときに高知県の所得水準というのが 128 万 5,000 円で、全国 37
位。そのときの岩手県の両磐地域というのは 121 万 2,000 円で 45 位。だから、それはすってん立場が入れ替わ
ってしまった。どこで私たちのみんなの力が足りなかったのか、努力の仕方が少し違ったかなあと。まあ向こ
うへ行けば新幹線、高速道、空港、そういったものががちっと整備されておりますので、こちらとは格段の違
いはございますが、そういったこと自体がどこで発生したのかなと、それをずっとこう考えるわけでございま
す。

そういう中であってですね、所得が上がらない中であって作ったときのまんま据え置きということではです
ね、これは入り手がおるわけがない。入れない。そういうことを考えると、ぜひこれもう 1 回ご一考願いたい。
せんだって、私にある若者からもっと下げてくださいよと。これでは入れないと。それちょっと町外におる方
でしたけども。その人が実際入るか入らんかは別として、現在のこの所得水準では難しい。この前の高知新聞
さんの、これは 2013 年ですか。年収 200 万以下という、読者のひろばへ載った記事もございまして。大変所得水
準が低いんだと。とうとうもうあきらめてですね、24 年 6 月の記事では日本一の幸福実感県とかいうてね。お
金で言うたちこたわんき、ほかの面で評価しましょうということになって。それはそれでまあ別の見方が、価
値観が違いますのでいいですが。肝心要の課題というものはどこやら忘れ去ってしまっていて、そういうことでは
なるものはなくなると。初めからあきらめいうものが前に出ますので、これは何とか払拭する努力もせな

いかんし、まずはその若い人の住む所がないと働く力がそこには生まれませんので、この我々の田舎に。

その課題解決の一つの方策としてこの家賃の見直しですね。住宅に関する法の中でも当時の物価、地価、社会情勢を見て変えていきなさいというようなことになっておりますので。その点をどう取り組まれるのか。このままいくのか。お尋ねします。

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは通告に基づきまして、若者住宅に関する質問にお答え致します。

矢野議員から質問のありました、拳ノ川特定賃貸住宅、通称拳ノ川若者住宅は、平成 12 年度に建設した 4 戸の特定有料賃貸住宅であります。その設置目的は一定の居住水準を満たす中堅所得者向けの住宅であります。この公営住宅法ではご存じのとおり、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸することを義務付け、その収入により家賃が細かく決められているところでございます。この拳ノ川若者住宅は入居者の選定の特例として現に 15 歳以下の子どもが同居し、町内に居住することになる者および世帯主が 45 歳以下等の条件があり、いわゆる若者世代を対象とした特定住宅であります。これまでこの住宅は常に 100 パーセントの充足率であり、建設年度を同じくする公営の拳ノ川住宅とともに、にぎやかな子どもの声が聞こえる地域活力の核となる施設でありました。

しかしながら、昨年の夏ごろから転居等で退去が相次ぎ、平成 25 年 8 月末から 9 月末の公募では、募集 2 戸に対して 1 戸の申し込みがありました。引き続き 2 回目を 10 月から 11 月にかけて、そして 3 回目を今年の 1 月に募集を行ってききましたが、残念ながら今のところ問い合わせや下見の希望はあるものの、入居に至っていないのが現状であります。

この背景にはさまざまなことが考えられると思います。一つには、年度途中であり転居のタイミングの問題。そして、買い物や通勤通学等の交通や利便性の問題。自然環境や立地条件のこと。そして施設の老朽化経過とともに環境変化のこと。そして、矢野議員から指摘のあった家賃が高いということもあろうかと思えます。

しかしながらこの住宅につきましては、建築の目的が特定利用若者世帯であり、他の施設に比べて一戸当たりの延べ床面積、佐賀地域においてはこの住宅は 86.7 平米と一番広く、居住水準が高いことや、当時の家賃決定の根拠として応能応益の考えを運用し、収入区分の高い階層で家賃算定を行っており、現にお住まいの公営住宅の方との家賃調整の課題や、そして建設年度から現在の物価変動を見てみますと、あまり変動していないという課題もあります。もう少しこの家賃調整については検討時間を頂きたいと考えております。

いずれに致しましても、貴重な住宅については有効に使うこそ価値がありますので、今後積極的に周知徹底と住環境の改善を図っていく所存でございます。どうかご理解くださるよう、よろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

この物価変動、この条例は家賃の決定及び変更というところ、課長もご承知のと通りの今の答弁ではございましたが。

物価の変動に伴い家賃を変更をする必要があると認めるときは変更することができるんだということになっておるもんで、その物価変動がじゃあどの程度まであった場合に、12 年のからですよ。作った 12 年だから、12 年の物価から考えてどれくらい物価変動があったら変えるんだ、どれくらいだったら変えないんだというようなことまで考えておかないとですね、これ人がいないんですよ。とにかく田舎に人がいなくなってきた。こ

ういう問題があるもので、それと、公営住宅法を見てもその趣旨があるとおりですよ。近傍同種の住宅その敷地を含むの地価周縁費管理事務費と勘案しとあるもので、他町村の類似の特公賃の分がありますので、そういったことを踏まえて今後調査をお願いしたいと思います、これは。まあ次の機会がございますので、そのときにまた。本日私もちょっと骨格の質問ということで40分にしておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

それから、次へまいります。時間の都合で。2番、災害に負けないまちづくりについてですね。

12月議会で土地利用計画を検討中との答弁といただきましたが、町民は目の前に幕がある状態でございます。特に住宅用地。住民の場合は公共用地、企業用地などの計画はいつまでに策定するか問います。

この公共施設について、保育所、学校問題について大変詳しい資料を頂きましてありがとうございます。これをまとめるということは大変な労力だなというふうに考えております。それはご苦勞の跡が分かるわけでございます。それともう1つ、モデル的に調査をしていただいております集落もございまして、それはそれで先行していく必要がございますのでそれもええわけです。

しかし、残る所の問題ですね。一番津波が高いといわれておる近辺の34メートルの白浜について、白浜の住民の方がですよ、わしらのことは覚えてくれちょうがじゃろうかと。最近白浜のしの字も出んかったが。わしくの土地らがあこにあるき、公園の駅の裏の方にあるので、みんなであそこ使ってもらったらいいので、何とかそこへ逃げてきたいがと。こういうお話をいただきましたので、そうやのう、そらまことお願いせないかのうということで、その住民の方ともその話はそれで置いておまして本日になっております。それから灘についても、何か井の岬の方に大変ええ土地があるようでございますので。

どこということを今決めるわけにはいきませんので、前々から言っておりますように、例えば5,000分の1の地図なら役場にあるわけでございます。そこへマジックで結構でございますので、大体こういう所が避難して住宅地を造るに、あるいは公共用地を造るにええこたないろうかというようなものを町で作っていただいて、それらを持って住民の方にお話をさせていただかないとですね、何もしていただかない住民は、これはどうなるじゃろうかと。目の前にカーテンがある状態ですわね。先が見えない。だから、テレビでやりましたね。もうテレビ、新聞にも出てましたかねこれ。ちっとも決まらんきに、もう1人抜け2人抜けしていきゆうと。そういうことになり兼ねませんので。ぜひ大変なその作業が続いておる中ではございますが、ここは町民のためにひと踏ん張りをお願いしたいなど。特に自動車専用道路がこう延びてきておりますので、それらと併した土地利用。残土処理場を宅地にする、あるいは公共用地にする、企業用地にする。そういう計画は今やったらいくらでも書けますので、積極的にそれらを提案して財源を確保せないきませんので。国は財源確保をするについてはその程度の段階でいいと思いますよまだ。予算を執行するとなると、やはり頂いたあのような資料が必要になるわけでございますので。住民の方はまだかのう、まだかのうと言うて待ちよります。

忙しいとは思いますが、このへんの対策をひとつお答え願います。

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは、矢野議員の土地利用にかんする質問についてお答え致します。

承知のとおり土地利用計画につきましては、国土利用計画法に基づく土地取引規制及び遊休土地に関する措置開発規制など、利用、開発、保全と、調和した土地の秩序ある発展を図り、より良い状態で次世代に引継ぐことが大切だと考えております。

本町では、東南海地震に伴う津波等への備えや高台移転等の対策、高規格道路延伸に伴う産業振興と土地の

有効活用、町の豊かな自然財産である山、川、海の一体的な保全と再生、地域の土地資源の多様性と潜在能力の活用等の課題があり、まさに土地利用計画は、まちづくりと都市発展の要だと考えております。

高知県では、過去に裁判まで発展した砕石採取に関する大規模開発事業を教訓に、土地基本条例を平成 14 年 4 月 1 日に施行をしています。その中で、市町村に対しても土地利用計画の策定への協力を否定しています。しかしながら県内では策定済みの市町村はわずかであり、残念ながら本町ではその策定はされていません。

矢野議員から質問のありました、将来を見据えた土地の利用計画につきましては、地域における土地利用の問題への対応や防災対策、まちづくりを進めていく上で住民生活の根幹をなすランドデザインと言えるべきものであると考えます。今後は都市計画マスタープランの策定に着手し、地域における土地利用調整計画づくりに向け、住民との合意形成や関係機関との連携を図りながら取り組んでいきたいと考えています。

現在のところ、文教施設の移転計画や住宅地の造成および高規格道路延伸に伴う残土場の活用計画の具体については、昨年 の 12 月議会から数カ月しか経過しておりませんので、その進展は進んでおりませんが、佐賀保育所等の移転計画については予定場所を伊与喜周辺と定め、本年度からその動きを加速化する予定であります。

いずれに致しましても、大規模な開発事業は将来のまちづくり計画や財政的なことも直結しますので、慎重に検討する必要があると考えます。しかしながら住民の皆さまの不安を払拭し、将来に希望を抱いていただけるよう、スピード感を持って対処していきたいと考えます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

ここはね、政治の場でございます。行政の場ではございません。法律のほの字はね、法律を読めば分かる話じゃ。私が訴えようのは、町民が前が見えんから困っちゃうということを言いようわけで、町民が困るといのはこれは政治の問題ながじゃ。政治の問題をね行政の問題にして持ってきて答えたらいかん。すべての法律は例外規定を設けちょう。それは何か。法律で本来こういうことは想定できるんだが、そのときどうしても気付かんこと、突発的なこと、そのために例外規定がある。そこまで言わないかん。そうやなかったら、これまで話をやりとりすることはなしに課長の机行ったらええ。ここは議場じゃ。町民が困ったら困ったことの解決をするために話し合いをする場。町長は政治家、町民の選挙の洗礼を受けてなったもんじゃ。議員もそうじゃ。職員は試験を受けてなったもんじゃ。その違いがある。確かに職員も偉い。1 億円の決済の支払い伝票でも認められる判でできる、支払いが。しかし、これは本当に困ってどうしようかという話をしゆうとときに、法律がどうのこうのいう話やないがや。法律を作らないかんがじゃ。今の話を。できんがやったら例外規定がどっかにあるはずじゃ。そこを言うががこの場の話。私はね、今答えてくれた課長だけに言いようがやないがですよこれは。じきにね、できませんということを平気で言う人がおる。それはね、課長の机の上で言うてもろうたらええ。この場は住民が困らんように、困ったらどうしたら困らんようになるのか。そのことを話し合う場じゃ。そういうことを考えて答えるのがやはり住民に優しい行政、そういうことです。難しいことは分かっちゃりませぬ。難しいからこそ、ここで訴えようがやき。町民が町民の代弁者である議員に何とかしてもらいたい。その話を受けてここで一般質問をしゆうわけやから。

それはね、財源がないき何もできん言うき、じゃあ財源対策を何かしてくださいというて猛烈に運動した。南海地震のこの法もできた。それは町民の、国民の声を、困った声を聞いて行政が動いた。そういうことですな。だから法律ができた。これ、生きるか死ぬかの話ながですよ。この地震、マグニチュード 9、震度 7。ね。津波高 34 メートル。生きるか死ぬかの話をしゆうとときにね、それはできんとか、そういうそのかまで縄切のような

話はいかん。やはり私が言いゆうのは、等高線、森林基本図なんかは5,000分の1やから、それがあるろうぜ。そういうマジックでいいので、こういう所やったらどうやろかと。逃げるにはこの辺がええこたないろうかのうと、そういう話を聞いてもらいたいし、してもらいたいわけですよ。それが人に優しいまちづくり、こういうことになる。今日も佐賀の中学校の卒業式に伺いましたら、人間が大事。人間がおらんだったら法律はいらん。法律は人間が生きるための道具じゃ。その認識をですね、執行機関の皆さん、十分ようご理解いただきたいと思います。住民は主権者でありながら、なかなか発言できない。何をどう言うてええか分からん。そういう状況に追い込まれておりますので、ぜひここは政治の場としての答弁をもらいたいわけです。

いかがですか。

議長（山本久夫君）

暫時休憩します。

休 憩 15時 56分

再 開 15時 57分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

建設課長（今西文明君）

全然お断りをしたいと思います。

矢野議員の質問に対して、私は後ろ向きな発言した思いはありません。いわゆる将来を見越して、今黒潮町にない都市計画マスタープラン、そういうもので皆さんの思いや願いを受けながら本当に将来この地域で暮らしていける、そういうものをまずはアウトライン的な計画づくりをしていきますよ。その中で具体の計画につきましてはさまざまな検討課題がありますけれども、そこらへんについては努力をしていきたいという答弁を差し上げました。

なお、これを受け、町長の方から具体的な答弁があろうかと思っておりますので、よろしくお願いします。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは大枠と、それから建設課長の補足をさせていただきます。

まず、全町的な土地利用計画の策定に今入っているという段階ではございません。

ただ、若干佐賀地区のご説明をちょっとさしていただければと思います。

まず佐賀地区につきましては、市街地の浸水予測が大変甚大であることから、将来的なその復旧モデルあるいは復興モデル、こういったものを四国地方整備局と共同で災害に強いまちづくり検討委員会というものを立ち上げまして、アウトラインと、それからイメージ図みみたいなものまでは作成をさしていただいております。最終的な成果物にするまでもう少し詰めが必要かと思っております。ただし、これはイメージであったりまあアウトラインということでございまして。じゃあ具体的に、地域の実情に即して計画を作っていくためにはどうすればいいのかという手法につきましては、先ほど建設課長が申し上げたところでございます。

これから幾つか、佐賀地区にとりましては幾つかの計画を策定しなければならないと思ってございます。1つは、もう早急に策定しなければならないその保育所の移転計画。こちらにつきましても土地利用計画と関連してくるものであろうかと思っております。それからもう1つは、先ほど申し上げた災害時、その事後、復旧復興に際する土地利用計画、こういったものを今のイメージからもう少し落とし込む必要もあろうかと思っております。そ

ういった中で、各地域地域ごとに具体的な計画はこれから必須となってこようかと思いますが、そこには大変留意をしなければならないところもございます。1 つは、まずは行政の押し付けになってはいけないということでございます。行政が地図上だけで判断をして、こういう土地の利用が最も効率的かつ効果的ですよというようなことですべてをまとめるようなことがあってはならないと思っております。

よって現在、防災課の方でどのような構想を持っているかと申しますと、地域ごとの復旧あるいは復興モデル。こういったものを地域の皆さまでお話し合いをいただくような場の設定をさせていただきたいと思っております。その中で、例えばうちの地域は低地がすべて浸水したときには、こちら辺に住宅地を用意した方がええのやないかとか、事前に講じられる手だては何なのかとか。これは徳島県的美波町が先行してやっているモデルでございますけれども、こういったことを各地域、地域で少しエリアが狭過ぎますと、もう少し広げてブロックぐらいでやっていく必要があるかと思っております。

そういった地域の皆さんとの対話を大切にしながら、行政の押し付けでない、そういった多様なご意見を取り入れることのできる土地利用計画も、そのアウトラインあるいはイメージをまずは作る必要があるかと思っております。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7 番（矢野昭三君）

そうですね。一方的に押し付けるという意味ではございません。やはり具体的に、その白浜とか大和田の界限の話なんですけど。そういう話を持っていただけないというように考えられておるんでしょうね。わしらのことはどうなっていくらうかというふうなお話でございますので。ぜひ、かちつとした計画を作るいうが大変でございますので、大ざっぱな図面でもいいがですよ。今の話というのは、そういったものを持って地元とお話を重ねていただかないと、地元の方はどうなるろかどうなるろかという心配ばかりの毎日ですね。特に今朝の夜中のようなことがあるとですね、なかなか夜が寝れん。心臓に悪い。そういうことになってまいりますので、ぜひ住民の心を探索していただけて取り組んでいただきたいと思います。

それではですね、3 番目は働く場の確保についてです。

1 番目の、25 年度の工事の進捗よく率、26 年度の工事の計画と、および発注時期を問います。そういうことです。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは矢野議員の質問事項 3、働く場の確保についてのカッコ 1、平成 25 年度の工事の進捗よく率、平成 26 年度の工事計画および発注時期を問うということについてお答えを致します。

まず、平成 25 年度工事の進捗よく率を平成 25 年度からの繰り越し事業も含めたものでお答えを致します。

平成 25 年度工事の総実施件数は 141 件。額にしまして 35 億 8,400 万円でございます。このうち平成 25 年度中の完成件数、3 月末での見込みも含めまして 91 件。額にしまして 23 億 9,700 万円で、進捗よく率は 66.9。約 7 割の進捗よくということになります。

次に、平成 26 年度の工事計画と発注時期についてお答えを致します。平成 26 年度の工事計画は、平成 25 年度に引き続いて防災対策の充実に努めまして、地震津波対策に 10 億円を超す予算配分をしているところでございます。また、社会資本整備の促進として町道整備事業には 1 億 8,000 万円程度を計上しておりますけれども、先般からの提案理由の説明でも申し上げており、社会資本整備に係る予算は政策的な経費となるた

めに、当初予算では町長選挙を考慮致しまして骨格予算としているところでございます。従いまして、補正予算による大幅な追加提案を予定してございますので、現在この骨格予算での工事計画とその発注時期についてお答えを致します。

平成26年度の工事発注予定件数は全体で71件。額に致しまして11億1,900万円を予定してございます。このうち9月までの上半期の発注予定件数は61件予定してございまして、額に致しまして9億2,600万円。これを率に致しますと82.8パーセント、約8割強の早期発注を計画しているところでございます。

残る10件の工事につきましては、平成26年度の新たな実施成形業務が完了しなければ発注できない工事などを含みまして、額に致しまして1億9,300万円になります。

また平成26年度には、先ほどご説明致しました平成25年度からの繰り越し事業が47件ございまして、11億8,700万円がこれに加わりますので、これを合わせますと118件、額にしまして23億600万円ということになります。先ほど申し上げました平成25年度中に完了する工事料とほぼ同額となります。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

ありがとうございました。

それでは2番目の、一次産業の可処分所得向上について販売価格が低迷している。対応策として生産量の増加と経費削減などが考えられるが、いかに取り組むか問います。

ずっと前から私質問しておりますが、農業生産高、この町が作っていただいたその資料を見ても平成3年ごろですね、30億超しておりますね。大方だけで。佐賀も当時10億ぐらいあったので、実質40億ぐらいかなと。それが現在は半分ぐらいになっておるはずです。データ上では。それは生産者の減、あるいは高齢化、さまざまあろうと思いますが。やはり基本的にはですね、そこで農業を営んで生活ができるかどうか。そこがポイントになろうかと思うんですが。その可処分所得、自分が生活費に使える分ですね。これを増やさないと、どうしてもそのへんが地域としての全体の力が落ちていくなというふうに考えております。

水産を見てもですね、なかなか沖へ出ても漁がないので出んがましとかいう声も、たびたび漁業者の方から伺うわけでございます。漁業について、沖で漁がないとなってくるとこれはなかなか難しいかな。そうなってくると、漁そのものを管理型にして単価を上げるのか。先輩議員がよく言われる、投石漁礁なんかの大型のやつを入れて管理をしていくのか。揚げたものを加工していくのか。そういったこと考えられますが。

ここは骨格の質問でございますので、新年度どう対応されるのか、お尋ねします。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

それでは、矢野議員の働く場の確保についてお答えさせていただきます。

漁業、林業の活性化を図ることと考えております。

漁業の場合、佐賀漁港へのカツオ水揚げ促進のための各種の支援を図っているところですが、先日3月8日開かれた黒潮町カツオ水揚げ促進対策協議会の中で、漁協として、1、夜間、深夜、早朝の水揚げ対応を町内外制に実施する。2番目として、入港船に対する仕込み品の迅速な対応による出漁時間の短縮を図る。併せて、地元商店への協力要請を行う。船員個人の仕込みのときの車の確保、地元商店の地図を作成する。3番目として、燃油積み込み時間、取水時間の目安を漁業者に周知する。4番目として、活餌の状況を確認しておく。5番目とし

て、佐賀漁港構内の航路図を幡多事務所より提供を受け、入港船に配布することなどが確認されました。町としても入港船に対して、船員事務の手続きがあるときは便宜を図りたいと考えております。さらに、水揚げされた新鮮なカツオを利用して、町内外のにぎわいによる交流人口の拡大や消費拡大のための販促活動を漁協と連携して引き続き行う考えです。

林業におきましては、木材価格の低迷が大きな原因となり現在厳しい状況となっています。需要拡大の対策として、住宅メーカーや工務店の団体の会議において県産材の利用の要請、公共建築物への木材利用や土木工事における型枠等への利用促進を図っています。また、今回宿毛へのバイオ発電設置を利用拡大の機会ととらえ、関係者と増産へ向けた協議も行っています。

木材供給対策として、幡東森林組合に対しては、施行では森林の集約、団地化を推し進め、効率化機械化の促進のため森林経営計画の作成、林業機械購入や補助制度の事業が多いため資金の回収期間が長くなっているため、円滑な組合運営のため貸付資金等の支援を引き続き行っていきます。

以上です。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（野並誠路君）

矢野議員の働く場の確保についての2について、通告書に基づいてお答えします。

農業の振興策につきましては次の事業を取り組んでいきます。

新規就農者に対する支援と致しまして、確保育成にかんする取り決めを行っていきます。これは新規就農者が技術、知識の習得から営農開始初期までの支援を実施しています。事業と致しましては、今年度から始めました黒潮町農業公社での新規就農者の育成や篤農家での育成をはじめとした新規就農者支援事業を。レンタルハウス整備事業や園芸用ハウス誘導化促進事業等を取り入れ支援していきます。また、営農開始初期には青年就農給付金経営開始型事業等で支援してきます。

現農家の支援と致しましては、経営の安定に向けた取り組みを行っていきます。それには町内の農業生産基盤を維持強化する必要があります。近年の資材交渉により、レンタルハウス整備や既存のハウス整備を延命化による補助事業を行い、農家の負担軽減を図る必要があると考えます。

また就農増加に向けた取り組みとしては、土づくりの推進、炭酸ガス発生装置などを利用した増収効果の検討、有望品種への検討など、振興センターや営農センターと連携を取り、農家への個別指導の強化を行い品質の向上、経費の削減、収量のアップ等を図ることにより経営の安定、所得の向上につながると考えております。

これからも黒潮町の農業の施策としては、国県補助事業を取り入れながら、創意工夫を持って事業を実施していきたいと思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

ありがとうございました。

次、3番目のですね、平田に発電所を建設中でございます。これは燃料として木材が必要であると聞いておりますが。林野率80パーセントの町、黒潮町ですね。どのように取り組むか。また企業誘致と考えると、どのような支援を行うかお尋ねします。

実は、これはちょっと資料を持って来ちよつたがですが時間がないもので。ちょっと資料なかなか出てきま

せんで、記憶をたどって言いますと、昭和40年を100とした場合、諸物価が大体平成20年の段階で100から130倍ぐらいになってるんですね。ところが立木価格がだんだんだんだん減ってですね、現在は、当時1万2,3,000円しよったものが、今6,000円にがしということになっております。これは立木価格ですが。

その山の振興を図るためにもこれにてこ入れを私は絶対していきたい。いく必要があると考えておりますが、町としてさまざまな面で支援することが必要ではないかと考えております。山には誰もおりません。わが町には、何とかこの再興を図るためにですね、どのような支援ができるのかお答え願いたいと思います。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

矢野議員の働く場の確保についてお答えさせていただきます。

バイオマス発電の設置についての基本的な考えとして、木材の価格が高まり、森林資源の利用拡大に伴い雇用の場の確保や木材価格の安定につながると考えています。経済効果と致しましては、これまで利用されなかった小径木や低湿材および広葉樹の利用が拡大されます。また電力の固定買取制度を利用することにより、これから20年間継続されますので経済動向による木材価格への変動が少なく、木材価格の底支えにつながると考えています。

町としても林業振興、雇用の確保に大きな役割を果たすものと考えています。原木の集積が必要となりますので、植林から伐採、間伐、搬出、運搬に係る仕事が増え、作業道、林道の改良開設、林業機械の必要性が高まり、ストックヤード、チップ製造の工場の確保などいろいろなことが考えられますが、関係者である県や森林組合と連携して支援を進める考えです。

以上です。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

ありがとうございました。

山の中へ入っても人が見えない状態でございますので、何とかこの振興をよろしく願いして質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（山本久夫君）

これで矢野昭三君の一般質問を終わります。

この際、4時35分まで休憩します。

休 憩 16時 20分

再 開 16時 35分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、亀沢徳昭君。

5番（亀沢徳昭君）

昨夜の地震対策、ほんとにご苦労さんでした。

それでは通告書に基づき質問を致します。

今年、平成26年はですね、林業者関係において明るい展望が期待できる年になると思われまます。それはです

ね、今年に入り、相次いで木質バイオマスにかんする施設の起工式が行われました。一つは、1月20日に木質ペレットの製造および木質バイオマス発電を目指す、これは高知工科大学教授の那須清吾さんが社長を務める株式会社グリーンエネルギー研究所が宿毛市の高知西南中核工業団地内で。また、2月の4日に同じく木質バイオマス発電を目指す出光興産、県森林組合、土佐電鉄、3社で構成する土佐グリーンパワーが高知市仁井田の木材団地内の県森林共販所跡地において行われました。

グリーンエネルギー研究所は、農業用ボイラーなどの熱源に使用するペレットの製造プラントにおいて、生産は今年度の秋には生産するという話を聞いていますが、年間5,000トン、それから数年後には約3倍の1万5,000トンを目指し、また、来年27年度では木質バイオマス発電。これは年間発電量4,500万キロワットアワー。一般家庭用に換算すると1万2,000世帯分に相当するようですが、それを計画をしておるようです。これに対しての雇用はですね、ペレットの製造、発電、事務管理、3部門で130人程度を見込んでいるようです。そして、この木材の供給体制および買い取り価格については、地元の関係者と協議をして年内に決定するというようです。このグリーンエネルギー研究所の設立はですね、この幡多地域における林業の活性化に大きく寄与するのではないかと期待をされているところです。

この林業の活性化については、私、昨年の6月議会で自伐林業を中心として質問を行いました。そのときの答弁で、それぞれ提起した地域や企画等を検討して、補完的に役割を担っていったらどうかと考えておる。町内および幡多地域では自伐林業の事業の利用が少なく、事業自体周知されてなくて、林家の意向や啓発等、森林組合の中でどういう取り組みが問題があり、協議していきたいというような前向きな答弁をいただいたおります。また、その上でやる小規模林業。自伐林業と大規模林業。今、森林組合が行ってるような林業のメリット、あるいはデメリットについて、優しく丁寧な答弁をいただいております。

今回はですね、冒頭に述べたグリーンエネルギー研究所の設立で、幡多地域での木質ペレットの製造が実現のものとなりました。このことにより、間伐材の搬出量も今まで以上に多くなるのではないかと思います。また一方、木質バイオマス燃料とした農業用ボイラーについては、園芸用ハウス流動化促進事業の中で新しく木質バイオマスボイラーを導入する場合は、この補助事業にプラス300万円の上乗せができるようになり、木質バイオマスボイラー導入が容易にできる体制になったというふう聞いております。

また、この件についてはですね、通告書を出した時点では分かっていなかったんですが、この既に利用しているハウスのボイラーを木質のバイオマスボイラーに変更する場合に70パーセント程度の補助が受けられると、昨日の放送で聞いております。こうしたことを考えると、木質バイオマスボイラー導入が今後一層進むのではないかと考えております。木質バイオマスボイラーを使用することにより発生する炭酸ガスが作物の成長を増進するという研究結果も発表されています。

また、県はですね、農林水産省の次世代施設園芸団地の整備地に高知県が選ばれたことを受け、四万十町の県立農業大学校内の県有地に先進技術を取り入れた高軒高ハウスや出荷施設。また、化石燃料削減のために木質バイオマスを利用した加熱装置を整備するため、当初予算として6,500万円を計上してるようです。

そして、ストーブについてはですね、これは農業用というよりは施設の暖房用のまきストーブを私は念頭に置いておるんですが、馬路村では木材の地産地消を促進として、まきストーブ3台を購入し、3つの施設に無償で貸し出した。費用対効果を検証して、有効なら将来馬路温泉などにも拡大したいというような記事が先日載っておりました。

馬路村と黒潮町では地理的なこともあって、馬路村とおんなじようなあれはないとは思いますが、黒潮町でもですね、あったかふれあいセンターこぶしや北郷といった公の施設に暖房用として設置すればですね、その燃料となるまきを利用する人たちが近くの山林から調達をし、その結果、山林の整備にもつながっていく

のではないだろうか。また、それが将来、中山間地域の発展につながるのではないかと思うのは、私一人の独り善がりではないでしょう。この、まきストーブは私の趣味を兼ね、自作したものを町内外に今まで10基以上、無償で提供しており、それぞれの方々から好評を得ています。その中の一人はですね、このまきストーブをハウスの中に入れて、ハウスの中の温度をある一定程度確保しておるといった話も聞いております。

また今年度、こぶしのさと、佐賀温泉に木質資源利用促進事業を利用して木質バイオマスボイラーを導入するようですが、いの町の土佐和紙工芸村に導入しているまきボイラーであればですね、地産地焼。この場合のしょうはですね、燃焼のしょう。いわゆる、地で取ったものを地元で燃やすという意味ですが。が進むと思います。

今後、この普及が期待されるバイオマスを燃料とした農業用ボイラー、あるいはストーブと絡め、町として林業の活性化にどのように取り組んでいくかを伺います。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

それでは、亀沢議員の林業の活性化についてお答えさせていただきます。

宿毛のバイオマス発電の関係ですが、ペレット製造、発電事業で必要とされる木材の量は、年間それぞれ4万立米と11万立米、計15万立米が必要とされています。県森連の宿毛の共販所に出る木材が年間で4万5,000立米と聞いています。未利用材の利用となっていますので、相当の増産をしないと対応できないと考えています。

さらに、本年11月ごろに試運転が始まるようですが、幡多の森林組合でどのぐらいの量を必要としているのか、木材の買い取り価格が幾らになるのか、一番の関心事が進んでいません。2月にも高知県に調整指導を行ってほしいと要望したところです。

町として増産対策と致しまして、木材を集約化し効果的な作業を行うため、現在、蜷川地区500ヘクタールで行われています、森の工場団地を引き続き推進するとともに、26年度は市野々川地区150ヘクタールでも行うように計画しています。内容は、収入間伐が主です。今後も順次集約化を推進して、木材の増産と効率化を図っていくつもりです。

また、町内には40年から50年の若齢林が主流ですが、将来的には皆伐も必要となってくると考えています。これに対して県が90パーセントの補助を行っており、町に残り10パーセントの補助の要請が来ているところです。これは植林に対する、県の補助が90、町が10パーセントを出して補助をしてほしいという要請が来ているところです。さらに、その後の植林の手入れや、手入れに対応する支援も必要と考えています。

広葉樹の利用も考えており、30年更新くらいで可能と考えますので、広葉樹の増産というところを加えて計画を考えております。これらを増産体制にいくに当たっては、幾つかのストックヤードも町内には必要と考えております。

また、林内の作業道、林道、高性能林業機械などの必要な生産基盤整備を行うことにより、効率化を図りながら増産を進める予定です。さらに、黒潮町の林業を担う幡東森林組合の経営の強化を図るため、引き続き経営資金の貸し付けを行っていきます。

また、木質バイオマスを燃料とした農業用ボイラー、ストーブについてですが、普及を見ますと、24年度末までに県内で173台導入されています。

業種別内訳は、園芸用が142台、冷暖房施設が8台、温泉施設が11台、その他12台。これは製紙、プール、給湯等となっております。

燃料別の内訳では、木質ペレットが161台、チップが2台、おが粉が5台、まきが5台となっています。

木質ペレット需要の状況は、24年度が5,900トン。そのうち県内産が2,400トン、県外産が3,500トンで、自給率が40パーセントとなっております。この中で、24年度末173台のうち、幡多管内には3台で、須崎38台、安芸94台と、極端に低くなっています。3台のうちの2台は清水の温泉施設、1台は四万十市の養鰻となっています。園芸用では、芸西、安芸で78台、四万十町で4台、南国市で19台となっています。

黒潮町ではまだ導入されていませんが、施設の新築や増改築、既存ボイラーの更新を行ったときに併せて行うと考えますので、今後はそういった観点から調査をして、条件の整った施設についてできるだけ多く導入されるよう、関係者と協議を行いたいと考えています。

事業効果として考えられるのは、増産による林業の振興、森林組合の役割の増大、雇用の確保や高規格道路の早期完成、林地の国土調査の必要性も高まるとともに、農業の方では安定供給で安価なペレットを利用して、ニラ、ミョウガ、キュウリ等の施設園芸の振興につながると考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

亀沢君。

5番（亀沢徳昭君）

今の答弁にもありましたように、この木質のボイラーの普及というのが本当、この幡多地方では皆無と言っていい数字です。せっかくこういうペレットの製造が間近にできたのですので、そのへんも踏まえて、できるだけ多くの園芸農家が導入できるようにしてもらいたいと思います。

これは非常に今、重油が非常に高騰しておって、10年昔から言えば、今まで11月、12月というふうにたき込んでおったものが、ようたかなくなっただけという話も聞いております。たき込めば確かに高値に取り引きができるのですが、それ以上に重油代の方に取られるということで、どうしようかなというふうを考えて、結果はようたからったというような農家の方もおるようです。

で、この木質バイオを利用したボイラーが普及すればですね、その11月、12月にも加温できるんじゃないかと思われますので、ぜひそのへんの普及に努めてもらいたいと思います。

どうでしょうか。努めてもらえますか。

議長（山本久夫君）

本日の会議は都合により延長します。

農業振興課長。

農業振興課長（野並誠路君）

亀沢議員の答弁を行いたいと思います。

農業分野におきましても、今、浜田課長がお答えしましたが、24年度末、県内で173台の導入があります。

黒潮町での導入については、機器のコスト、木質ペレットの安定した価格、安定供給、配送コスト、燃焼灰の回収、処理コスト等の課題があります。しかし、継続可能な地域環境システムの仕組みができれば、利用の拡大につながると考えています。

ええ面もあれば、そのマイナス面もあるということで、今後、振興センターや営農センター、情報交換等を取りながら、連携を取りながら研究していきたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

亀沢君。

5 番 (亀沢徳昭君)

ぜひ、そのへんのところをよろしくお願いを致します。

これはですね、今年元旦の高知新聞に特集として載っておったんですが。いわゆる自伐林業に対しての特集が載っておりました。四万十市を中心としたグループ、いわゆるシマントモリモリ団というグループのことが載っておったわけですが。これはもうほんと若者のグループでして、新聞によると大体 30 代の方が、当初 7 名だったかで、2011 年当時発足したときに 7 名だったと。それが今年、14 年には 30 何名というように、非常にこう広がりを持っておるといふことで。この中にはですね、一人女性がおります。これ、東京の方ですが。この人が事業というよりは重機を使うのが好きでですね、林道の方をやってると。林道をこさえておるといふ話も聞いております。

こういうふうには、この自伐を目指す若者が増えてきてるということ踏まえてですね、これは先月やったかな、1 月です。1 月の 27 日に土佐清水の方でもそれをテーマにした勉強会があったんですが、それへちょうど私も参加させてもらっておったんです。その中でですね、ホテルの関係者も何人かおられて、この木質ボイラーの導入について、今からその木質ボイラーを使うデメリット、メリットを踏査してですね、良ければ導入したいというような話もしておられました。

大規模林業も確かにこれは生産を上げるためには必要かも知れませんが、やっぱりその大規模だけではできない部分。先の答弁にもありましたように、いわゆるすき間の部分をぬってやるには、やっぱりこの自伐林業ということも必要でないかと思われまふ。そういうことで、今後その大規模林業だけでなく、自伐林業の方も少し頭に入れておいてもらいたいと思ひます。

これで私の質問を終わります。

議長 (山本久夫君)

これで亀沢徳昭君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 17 時 04 分